

第3章 地震災害応急対策計画

第3章 地震災害応急対策計画

第1節	組織計画	1
第2節	地震情報通報伝達計画	9
第3節	災害情報収集及び被害報告取扱計画	12
第4節	災害広報計画	17
第5節	通信計画	19
第6節	消防活動計画	22
第7節	災害警備計画	27
第8節	輸送計画	29
第9節	防災ヘリコプター活用計画	30
第10節	避難・救出計画	32
第11節	避難行動要支援者入（通）所施設応急対策計画	37
第12節	食料供給計画	38
第13節	給水計画	40
第14節	生活必需品等物資給与計画	42
第15節	医療・助産計画	43
第16節	防疫計画	45
第17節	清掃計画	46
第18節	行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬計画	47
第19節	文教厚生対策計画	49
第20節	公共土木施設応急対策計画	51
第21節	障害物の除去計画	51
第22節	労働力供給計画	53
第23節	交通応急対策計画	54
第24節	電力施設応急対策計画	55
第25節	プロパンガス応急対策計画	55
第26節	電信電話施設応急対策計画	55
第27節	危険物施設応急対策計画	55
第28節	二次災害の防止活動	57
第29節	災害救助法適用計画	57
第30節	応急住宅対策計画	60
第31節	自衛隊の派遣要請等の計画	63
第32節	相互応援協力対策	68
第33節	公共的団体等の活用計画	71
第34節	ボランティア活動支援・推進計画	71
付節	災害シナリオ	75

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 組織計画

町は、地震発生時における円滑な初動体制の確立を図り、災害応急対策を迅速、かつ、強力に推進するため、災害対策本部等の組織及び職員の動員並びに防災関係機関の応援等について定める。

神流町防災関係機関においてもそれぞれの組織に応じた体制を確立しておくものとする。

1 神流町災害対策本部

(1) 地震発生初期の対策

総務課長は、町の地域で震度4以上の地震が発生した場合には、直ちに被害状況の把握並びに地震に関する情報の収集を行う。

(2) 災害対策本部の設置基準

ア 震度6弱以上の地震が発生したとき。

イ 震度にかかわらず、神流町の区域内に地震による大規模な被害が発生したとき又は被害が発生するおそれがあるとき。

(3) 災害対策本部設置場所

災害対策本部は、神流町役場又は中里合同庁舎内に設置し、役場正面玄関に「神流町災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

なお、激甚災害等により、役場庁舎内に災害対策本部を設置できない場合は、代替施設として、神流町立万場小学校、神流町立中里中学校の順序で災害対策本部を設置することとする。

(4) 災害対策本部廃止基準

災害の危険がなくなったとき若しくは災害発生後における措置が概ね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

(5) 災害対策本部体制が確立するまでの応急措置

激甚災害等により、多数の職員が登庁できず、あるいは登庁が遅れ、本来の災害対策本部体制が確立できない場合には、緊急登庁員をはじめとする登庁した全職員が、災害対策本部の事務分掌にこだわることなく、災害対策本部長（災害対策本部長が登庁していない場合には、副本部長又は先着上級職員）の指揮により、次の優先順位により応急初動措置を行う。

ア 登庁職員の把握と任務付与

イ 通信、報告・連絡手段の確保及び連絡員（伝令）の指名

ウ 被害実態の把握（情報収集）

（ア）警察本部、警察署からの収集

（イ）消防本部、消防署からの収集

(ウ) 報道関係機関等からの収集

(エ) 他市町村、県出先機関からの収集

(オ) 消防防災関係団体からの収集

(カ) 職員の実査による収集

エ 被害状況等の報告・連絡、応援要請

(ア) 国及び防災関係機関等への報告・連絡

(イ) 自衛隊、相互応援協定締結市町村等に対する応援要請

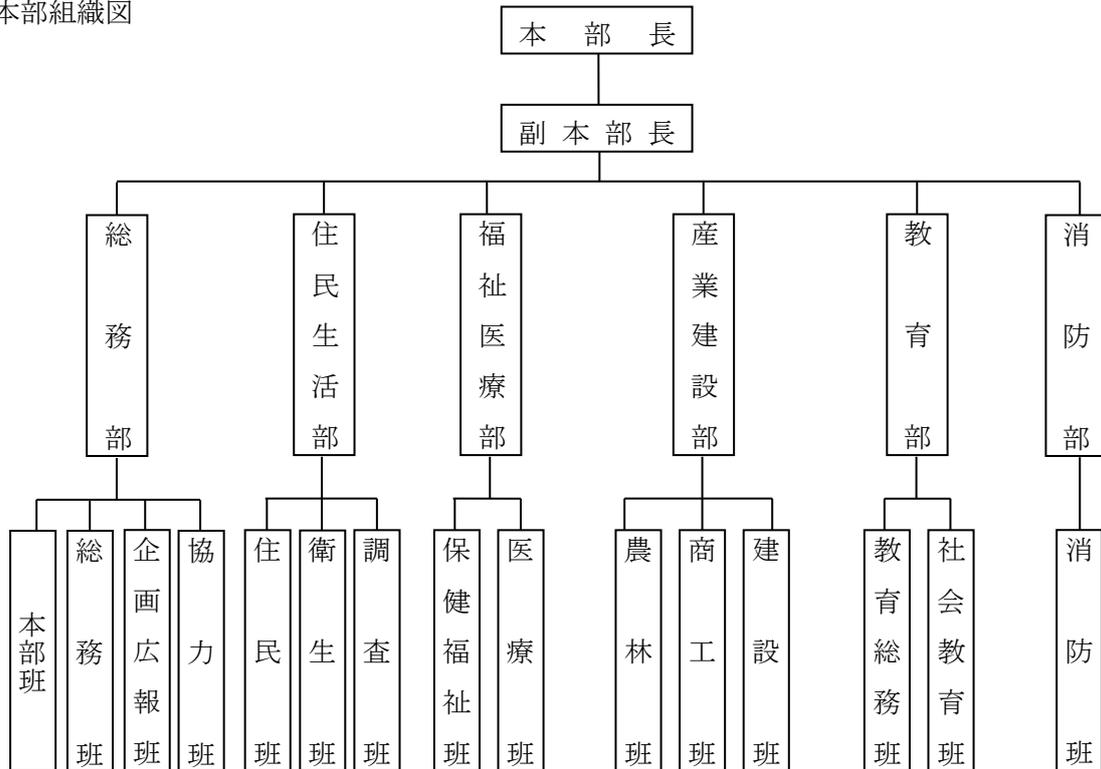
(6) 現地対策本部との連携強化

災害対策本部及び、国・県が現地対策本部を設置した場合には、相互の連携を強化し迅速、かつ、的確な応急対策を実施する。

(7) 災害対策本部の組織及び事務分掌

本部の組織及び事務分掌は、次頁のとおりとする。ただし、本部員が欠けたときは本部長の任命により班長が代理し、班長が欠けたときは部長の任命により班員が代理するものとする。

本部組織図



本 部 長	町 長
副 本 部 長	副町長、教育長
本 部 員	総務課長、住民生活課長、保健福祉課長、産業建設課長、 教育委員会事務局長、議会事務局長、総務課長補佐相当職、 生活課長補佐相当職、保健福祉課長補佐相当職、産業建設課長補佐相当職、 会計課長補佐相当職、教育委員会事務局長補佐相当職、消防団長

本部事務分掌

本 部 長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策活動に係る重要事項の決定。 ・本部事務の統轄及び本部員の指揮監督。
副 本 部 長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の補佐。 ・本部長不在時における職務の代理。

部	部長	班	班長	事 務 分 掌
総務部	総務課長	本部班	総務課長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 ・本部会議に関すること。 ・配備体制、その他本部命令の下达に関すること。 ・町有自動車の配車に関すること。 ・各部各班との連絡調整に関すること。 ・避難勧告、避難指示等の発令に関すること。 ・自衛隊の災害派遣要請に関すること。 ・国、県及び他の地方公共団体への応援要請に関すること。 ・防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・消防団員出動要請、活動への指導等に関すること。 ・各班への増員派遣に関すること。 ・罹災証明書の発行に関すること。
		総務班		<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所等の設置及び運営に関すること。 ・福祉避難所の開設に関すること（保健福祉班と連携）。 ・災害応急措置関係予算に関すること。 ・町民の救助、救出等に関すること。 ・水害、火災又は地震等の災害を防除及びこれらの災害による被害を軽減すること。 ・応急食料等の調達配給に関すること。 ・燃料の調達に関すること。 ・公共交通機関及び交通安全確保に関すること。 ・ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること。

部	部長	班	班長	事務分掌
				<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入支援、調整及び派遣に関すること。 ・各部各班への協力に関すること。 ・町議会議員との連絡調整に関すること。
		企画広報班		<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の受信及び応急対策の指示及び広報に関すること。 ・各部から報告された被害状況及び災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 ・報道機関等への発表に関すること。 ・気象情報及び地震情報の収集、伝達に関すること。 ・災害救助の総合調整に関すること。
		協力班	議会事務局室長	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること。 ・ボランティアの受入支援、調整及び派遣に関すること。 ・各部各班への協力に関すること。 ・町議会議員との連絡調整に関すること。
住民生活部	住民生活課長	住民班		<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品の調達及び供給等に関すること。 ・その他部内各班に属さない事項に関すること。
		衛生班	住民生活課長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃施設の被害情報収集及び応急措置に関すること。 ・応急的清掃に関すること。 ・し尿処理に関すること。 ・ねずみ族、昆虫駆除に関すること。 ・防疫薬品及び資材調達供給確保に関すること。 ・遺体の収容、身元確認及び埋火葬に関すること。 ・倒壊家屋の調査に関すること。 ・流失地の調査に関すること。
		調査班	会計室長	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊家屋の調査に関すること。 ・流失地の調査に関すること。

部	部長	班	班長	事務分掌
福祉医療部	保健福祉課長	保健福祉班	保健福祉課長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安否確認に関する事。 ・避難行動要支援者の避難誘導に関する事。 ・医療施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・社会福祉施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・救護所の設置、運営及び管理に関する事。 ・救急薬品等の供給確保に関する事。 ・伝染病の防疫又は患者の早期発見収容に関する事。 ・助産及び母子の衛生保護その他の防疫業務に関する事。 ・救助物資の保管及び受払に関する事。 ・救助物資の配分計画及び供与に関する事。 ・その他部内各班に属さない事項に関する事。 ・社会福祉協議会に関する事。
		医療班		<ul style="list-style-type: none"> ・救護班の編成に関する事。 ・医療関係者の動員及び配置に関する事。 ・救急医療機関等との連絡調整に関する事。
産業建設部	産業建設課長	農林班	産業建設課長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農林業施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・農林業関係の被害調査及び被害農作物の応急措置、被害農作物用肥料農薬の供給に関する事。 ・被災農家に対する金融措置に関する事。 ・家畜の防疫診断、家畜施設対策、飼料の受給に関する事。 ・災害用農作物の予備貯蔵管理に関する事。
		商工班		<ul style="list-style-type: none"> ・商工関係の被害調査及び報告に関する事。 ・観光関係施設の被害情報収集及び応急措置に関する事。 ・その他部内各班に属さない事項に関する事。

部	部長	班	班長	事務分掌
		建設班		<ul style="list-style-type: none"> ・土木関係災害情報の収集、関係機関との連絡に関すること。 ・道路、橋梁の応急措置、被害道路、橋梁等の調査、応急修理に関すること。 ・山崩れ、治山施設、治水施設等の措置及び指導に関すること。 ・被害河川の情報収集、調査、応急措置、その他水害予防、砂防応急措置等に関すること。 ・被害建築物の調査、応急措置及び指導、建設業者等の連絡に関すること。 ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。 ・応急仮設住宅の建設、管理に関すること。 ・水道施設被害情報収集及び応急措置に関すること。 ・給水、水質検査に関すること。 ・その他部内各班に属さない事項に関すること。
教育部	教育委員会事務局長	教育総務班	教育委員会事務局長補佐相当職	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の避難誘導及び避難状況調査に関すること。 ・学校その他教育施設の被害情報収集及び応急措置に関すること ・教育関係の被害調査、関係機関との連絡に関すること。 ・災害時における児童生徒の応急教育に関すること。 ・その他部内各班に属さない事項に関すること。 ・保育所児童の避難誘導及び避難状況調査に関すること。 ・保育所施設の被害情報収集及び応急措置に関すること。
		社会教育班		<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設の被害情報収集及び応急措置に関すること。 ・文化財の保護及び応急対策に関すること。 ・社会体育施設、学校体育施設の解放、調整に関すること。 ・各種スポーツ団体への協力要請に関すること。

2 職員動員体制

(1) 動員基準

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の動員体制は、次のとおりとする。

区 分	動 員 内 容	配 備 体 制
初 期 動 員	警報、地震情報等が発令又は伝達され、災害が発生するおそれが認められるときなど、警戒態勢をとる必要がある場合。	情報収集等が円滑に行い得る必要最小限度の体制とする。
第 1 号 動 員	災害が発生し又は発生するおそれが認められ、初期動員では対応できない場合。	災害対策本部を設置し、小規模災害における応急対策活動が実施できる体制とする。
第 2 号 動 員	相当規模の被害が発生し又は発生するおそれが認められ、第 1 号動員では対応できない場合。	災害対策本部を設置し、中規模災害における応急対策活動が実施できる体制とする。
第 3 号 動 員	大規模の災害が発生し又は発生するおそれが認められ、第 2 号動員では対応できない場合。	災害対策本部を設置し、大規模災害における応急対策活動が実施できる体制とする。

(2) 本部要員の動員

本部設置における要員の動員は、原則として次のとおりとする。

予 備 動 員	総務課長、総務課長補佐、防災担当
初 期 動 員	予備動員の他、課（局）長、課（局）長補佐相当職
第 1 号 動 員	初期動員の他、水道担当、土木担当、林道担当、福祉担当、広報情報担当、総務課員
第 2 号 動 員	第 1 号配備の他、係長、主査、消防団長、消防団副団長
第 3 号 動 員	全職員

※消防団招集があった場合、消防団に所属し、部長以上の職についている職員については原則として消防団活動を優先する。

(3) 緊急登庁員の指定

激甚災害等により、職員が車両等による登庁が不能あるいは著しく困難な場合に備え、徒歩 30 分以内（住居地と勤務場所の距離が概ね 2km 以内）で登庁できる職員の中から、勤務場所に関わることなく緊急登庁員に指定する。

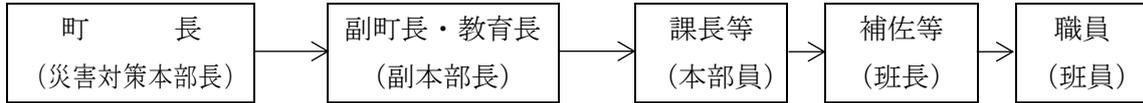
緊急登庁員に指定された登庁員が災害発生により登庁した場合には、災害対策本部（本部が設置されていない場合には総務課）に出頭し、災害対策本部長（本部長が登庁していない場合には、副本部長又は先着上級職員）の指揮を受け、所属する部署の

業務に関係なく応急初動措置を行う。

(4) 職員の動員

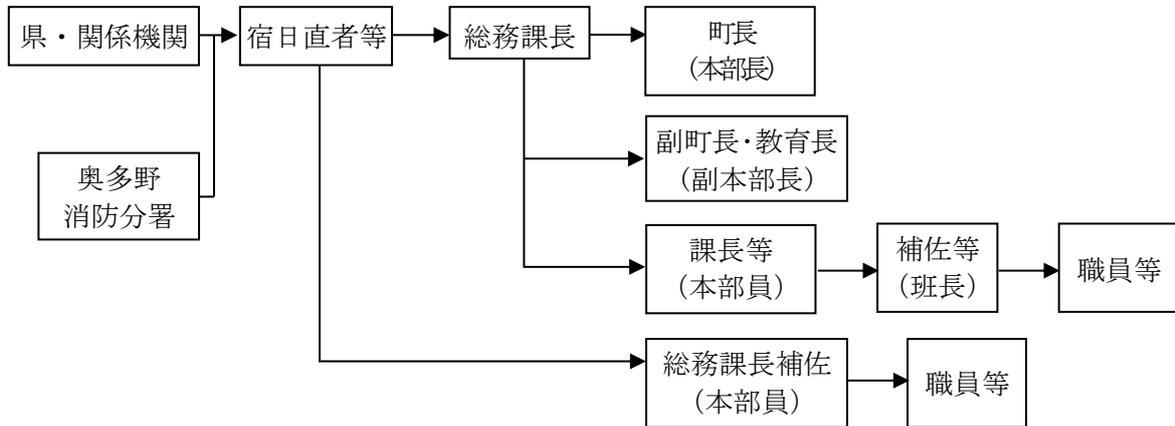
ア 勤務時間中における動員

本部の配備については、本部長の命令に基づき次の手順で伝達する。



イ 勤務時間外における動員

休日、夜間等勤務時間外においては、次の順序で宿日直者等が電話及び一斉通報メールにより速やかに伝達し、本部長は要員の確保に努める。



なお、いずれの伝達も受けられない場合、次の基準により自主登庁する。

- (ア) 震度 4、5 弱 初期動員 (10%) 該当職員が登庁
- (イ) 震度 5 強 第 1 号動員 (25%) 該当職員が登庁
- (ウ) 震度 6 弱以上 第 3 号動員 (全職員) 該当職員が登庁

(5) 動員連絡責任者

本部要員の動員にあたっての連絡責任者は、次のとおりとする。

部名	責任者職名		夜間及び休日の連絡方法
	正	副	
総務部	総務課長	総務課長補佐	宿日直者等から伝達した一斉通報メールで確認できない場合に電話等により連絡する。
住民生活部	住民生活課長	住民生活課長補佐	
福祉医療部	保健福祉課長	保健福祉課長補佐	
産業建設部	産業建設課長	産業建設課長補佐	
教育部	教育委員会事務局長	教委事務局長補佐	

(6) 登庁場所

動員の伝達を受け、あるいは自主登庁する職員は、自己の勤務する神流町役場又は支所に登庁する。

(7) 登庁の方法

登庁にあたっては、震災の状況・道路状況等を的確に判断し、通常の勤務手段のほか、徒歩、あるいは自転車、オートバイ等の活用に配慮すること。

(8) 登庁時の留意事項

登庁にあたっては、事故防止に十分留意するとともに、登庁途上における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部・総務班に報告すること。

(9) 登庁の免除等

ア 震災により本人又は家族が中傷以上のけがを負い、あるいは住居等が損壊するなど自らが被災した場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁の免除を受けることができる。

イ 神流町役場又は、支所に登庁できない場合には、所属長に対しその旨を報告し、登庁可能となるまでの間、地域の自主防災活動に従事する。

第2節 地震情報通報伝達計画

町は、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の町民等の適切な判断と行動を助け、町民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、町民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備するものとする。

1 地震情報の通報伝達系統

(1) 前橋地方気象台等からの伝達系統



震度階級と参考事項

気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて計測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が計測された場合、その周辺で実際どのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による計測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物・構造物の状態や地震動の性質によって被

害が異なる場合があります。この表ではある震度が計測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合があります。

- (3) 地震動は地盤や地形に大きく左右されます。震度は、震度計が置かれている地点での計測値ですが、同じ市町村であっても場合によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で計測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られた場合、建物・構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート	ライフライン	地盤斜面
0.5未満	0	人は揺れを感じない。						
0.5以上 1.5未満	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
1.5以上 2.5未満	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5以上 3.5未満	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じ、恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5以上 4.5未満	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立て座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自転車を運転していて揺れに気付く人がいる。				

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート	ライフライン	地盤斜面
4.5以上 5.0未満	5弱	多くの人が身の安全をを図ろうとする。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。停電する家庭もある。」	軟弱な地盤で亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0以上 5.5未満	5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が、倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸がはずれる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。「一部の地域でガス・水道の供給が停止することがある。」	
5.5以上 6.0未満	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動・転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損・落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では壁や柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも壁・梁・柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。「一部の地域でガス・水道の供給が停止し停電することもある。」	地盤れや山崩れなどが発生することがある。
6.0以上 6.5未満	6強	立っていることができず、はわな	固定していない重い家具のほとん	多くの建物で壁のタイルや窓ガラ	耐震性の低い住宅では、倒壊す	耐震性の低い建物では、倒壊す	ガスを地域に送るための導管、水	

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート	ライフライン	地盤斜面
		いと動くことができない。	どが、移動・転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	スが、破損・落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	るものがある。耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある。	るものがある。耐震性の高い建物でも壁や柱が破壊するものがある。	道の配水施設に被害が発生することがある。「一部地域で停電する。広い地域でガス・水道の供給が停止することがある。」	
6.5以上	7	揺れに翻弄され、自分の意志では行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損・落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	「広い地域で電気・ガス・水道の供給が停止することがある。」	大きな地割れ・地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることがある。

※ライフラインの「」内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

注) この震度階級は、平成8年10月1日から適用。

第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

1 情報の収集

(1) 災害時に収集すべき情報

- ア 災害の発生日時
- イ 災害の発生場所又は地域
- ウ 災害の程度
- エ 災害対策の概要
 - (ア) 災害対策本部の設置状況
 - (イ) 避難勧告指示の状況
 - (ウ) 消防機関の活動状況

(2) その他応急対策上必要な事項

- ア 町は、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織を通じての連絡等により情報を収集する。

- イ 自主登庁職員の登庁途上における被害状況等の情報の収集をする。
- ウ 職員を動員しての調査等により情報を収集する。
- エ 無線施設所有者の協力を得て情報を収集する。
- オ 職員の登庁途中にあつて、人命に関わる情報を収集した場合は、速やかに報告し、人命救助を優先する。

2 情報の報告・伝達

(1) 報告・伝達手段

情報の報告・伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

- ア 音声告知放送
- イ その他の無線及び有線電話
 - 消防無線、警察無線、個別受信機等あらゆる無線通信を用いるほか、一般加入電話、警察電話等の有線電話等を用いての報告・伝達を行う。
 - また、町民からの災害情報の問い合わせ、身元不明者の身元確認照会等に対応するための専用電話（防災 110 番）を設置する。
- ウ 報道機関への協力要請による伝達
 - 広範囲の町民に伝達する場合には、情報を報道機関に提供し、ラジオ・テレビを通じて周知を図る。なお、報道機関を通じての伝達が、迅速・的確に行われるよう、広報マニュアル等を作成しておく。
- エ 自主防災組織を通じての伝達
 - 主として、町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
- オ 広報車等の活用
- カ 既・仮設掲示板、チラシ、広報紙等の活用

(2) 町の報告

- ア 早期報告
 - 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する災害の場合、町は、その状況を直ちに口頭により県及び消防庁に連絡する。
- イ 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告
 - 町は、災害対策基本法第 53 条及び消防組織法第 22 条の規定に基づき、次の区分により災害発生及びその経過に応じ、逐次県に報告する。地震直後の被害情報等の報告に当たっては、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害発生状況の他、被害規模に関する概括的状況を含めて収集し、把握できた範囲から直ちに報告する。

なお、県に報告する際は、藤岡行政県税事務所（TEL：0274-22-5101 FAX：0274-23-0189）に連絡する。藤岡行政県税事務所連絡がつかない場合は、県危機管

理課に直接報告するものとし、いずれも連絡がつかない場合には、総務省消防庁に報告するものとする。

(消防庁応急対策室 TEL:03-5253-7527 FAX:03-5253-7537)

(消防庁宿直室 TEL:03-5253-7777 FAX:03-5253-7553)

(ア) 災害概況即報

災害の発生を覚知した場合は、覚知後 30 分以内に様式 1「災害概況即報」により報告する。

(イ) 被害状況即報

災害概況即報の後、様式 2「被害状況即報」及び様式 3「被害状況即報続紙」により報告するものとし、報告の頻度は次による。

- ① 第 1 報は、被害状況を確認次第報告。
- ② 第 2 報以降は、人的被害に変動がある場合は、1 時間ごとに報告。
人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3 時間ごとに報告。
- ③ 災害発生から 24 時間経過後は、被害に変動がある場合に 6 時間ごとに報告。

(ウ) 災害確定報告

応急対策を終了した後、10 日以内に様式 4「災害確定報告」及び様式 5「災害確定報告続紙」により報告する。

(エ) 記入要領

- ① 被害認定基準は、第 5 項による。
- ② 続紙(様式 3、様式 5)の「被害の区分」は、様式 2「被害状況即報」及び様式 4「災害確定報告」の区分欄による。
- ③ 続紙(様式 3、様式 5)の「被害発生地区」は、町の行政区域による。
- ④ 続紙(様式 3、様式 5)の「数(名称)」は、様式 2「被害状況即報」及び様式 4「災害確定報告」の区分欄に従い、次による。

○死者、行方不明者、重傷、軽傷	人数
○住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水	棟数、世帯数、人数
○非住宅被害のうち公共建物、その他	名称
○その他のうち畑の流失、埋没、冠水、畑の流水・埋没、冠水	面積
○その他のうち文教施設、病院、清掃施設	名称
○その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通	名称、場所
○その他のうち水道、電話、電気、ガス	戸数・回線数
○その他のうちブロック塀等	箇所数
○火災のうち建物	棟数
○火災のうち危険物その他	名称

(オ) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明

した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

ウ 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

町は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

エ 町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

3 被害程度の認定基準

災害概況即報（様式1）、被害状況即報（様式2）、被害状況即報続紙（様式3）、災害確定報告（様式4）、災害確定報告続紙（様式5）により報告するにあたっての被害程度の認定基準は以下のとおりとする。

(1) 人的被害

次により区分して掲げるが、重軽傷者の区別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体が確認された者又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。

(2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、流失若しくは埋没した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達し又は住家の主要構造部の被害額が、その家の時価の50%以上に達した程度のものとする。

ウ 「半壊」とは、住家の損害が著しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満に達し又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満に達した程度のものとする。

エ 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除

く。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。ただし、これらの施設に人が居住している場合は、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみとする。

(4) その他

ア 「畑の流失、埋没」とは、畑の耕土が流失し又は土砂等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「文教施設」とは、小学校、中学校における教育の用に供する施設とする。

ウ 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。

エ 「橋梁」とは、道路を連結するために河川・運河等の上に架設された橋とする。

オ 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

カ 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

キ 「清掃施設」とは、ゴミ処理及びし尿処理施設とする。

ク 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

ケ 「罹災世帯」とは、災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

コ 「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。

(5) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等とする。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等とする。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば役場庁舎、集会所等の公用又は公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。

カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

キ 「家畜被害」とは、農林水産業施設以外の家畜被害をいい、例えば畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の漁具等の被害とする。

ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

(6) その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入する。

第 4 節 災害広報計画

町及び防災関係機関は、地震発生時に町民に対して、適切、かつ、迅速な情報提供を行い、町民生活の混乱の防止を図るものとする。

1 町の活動

町は、地域における第一次的な団体として、警察・消防その他の関係機関と密接な連携のもとに積極的に広報活動を実施するものとする。

(1) 広報手段

ア 報道機関に対して資料等を提供し、報道機関を通じて行う広報

イ 音声告知放送による広報

ウ CATVによる広報

エ 広報車による広報

オ 町発行の広報誌等による広報

- カ Lアラートによる広報
- キ インターネットによる広報

(2) 広報内容

- ア 地震災害発生状況
- イ 地震情報
- ウ 災害応急対策の状況
- エ 町民のとるべき措置
- オ 避難の勧告、避難所の指示
- カ 社会秩序維持のため必要な事項

(3) 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

2 外国人への情報提供等

町、防災関係機関及び報道関係機関は、災害の状況を広報・周知する場合には、災害発生地域の外国人の居住状況、使用されている外国語の種類等を考慮のうえ、災害発生地域の外国人に対し、下記事項について必要な緊急情報が速やかに提供されるよう十分に留意するものとする。

- ア 出火防止、初期消火の呼び掛け
- イ 警察の行う災害警備活動に伴う広報
- ウ 危険地域の町民に対する避難勧告、避難措置の周知、避難の誘導
- エ 各家庭に対する、町の指定する場所への廃棄物の排出
- オ 感電事故等による出火等の防止に関する広報、電力施設の被害状況等の広報
- カ ガス漏れ等のガス事業者への通報に関する町民への周知
- キ 電信電話業者に支障を来した場合等の町民に対する広報
- ク 高圧ガス製造施設等の管理者が行う付近町民の避難勧告

ケ 火薬庫所有者等が行う付近町民への避難勧告

コ 放射線障害の発生を防止するため、施設等の管理者が行う付近町民への避難勧告

3 防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、その他の防災関係機関との緊密な連絡のもとに広報体制を早期に確立し、被害状況を迅速に把握して、随時適切な方法で広報活動を実施するものとする。

第5節 通信計画

町及び防災関係機関は、震災時において、災害に関する情報その他災害応急対策に必要な指示、命令及び報告等の受伝達の重要通信を確保するため、通信施設の適切な利用を図る。

震災時の通信運用は、有線又は無線若しくは電報のうち、最も迅速、かつ、確実な手段を使用するものとするが、有線電話の途絶等により通信が困難な場合に備え、通信手段の確保に努める。

1 非常無線通信

災害により有線等による通信が利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難であるときは、無線局を持った者が自ら行うほか、防災関係機関の依頼により行うものとする。

この場合、あらかじめ県及び近隣市町村に対し、非常の際の協力を依頼しておくものとする。

また、孤立防止用無線や災害応急復旧用無線による通信の確保を図るものとする。

2 アマチュア無線による通信

町は、町内のアマチュア無線クラブに対し、あらかじめ災害時におけるアマチュア無線の活用について理解と協力を求め協力体制を確立し、災害発生時には緊密な連携のもとにその活用を図るとともに可能な支援を行うものとする。

3 非常用衛星通信による通信

災害により一部の地域で有線が途絶し電話による通話が不可能となったときは、NTT設置の非常用衛星通信により通信の確保を図る。

4 通信設備の優先利用

災害により有線が途絶し又は災害に関する要請・伝達及び応急措置の実施のため緊急、かつ、特別の必要があるときは、基本法第 57 条又は同法第 79 条の規定に基づき、次に

より通信の確保を図るものとする。

(1) 基本法第 57 条等に基づく優先利用

ア 他機関の有線又は無線設備

(ア) 優先利用できる機関：県、町

(イ) 通信内容：緊急を要する災害に関する通知、要請、伝達及び警告等

(ウ) 優先利用できる設備の範囲

次に掲げる機関が設置する設備とする。

- ・警察通信設備・消防通信設備
- ・水防通信設備 ・自衛隊通信設備
- ・航空保安通信設備 ・気象官署通信設備
- ・鉄道通信設備 ・電気事業通信設備

イ 放送の要請

(ア) 要請できる機関：県、町

(イ) 放送内容：緊急を要する災害に関する通知、要請、伝達及び警告等

(ウ) 放送局への要請手続

次に掲げる事項を明らかにして行う。

- ・放送要請の理由 ・希望する放送日時
- ・放送事項 ・その他必要な事項

ウ 優先利用のための手続

町は、基本法第 57 条に基づき放送要請を行う場合は、原則として県を經由（知事に要請依頼）する。ただし、県との通信途絶など特別な事情がある場合は、町は放送機関に対し直接要請することができるものとし、この場合、町は事後速やかに県に報告する。

(2) 基本法第 79 条に基づく優先利用

ア 優先利用できる機関：県、町、指定行政機関、指定地方行政機関

イ 通信内容：応急措置に実施に必要な緊急通信

ウ 優先利用できる設備の範囲：(1) のアの (ウ) に同じ

5 非常・緊急電報による通信

災害通信の確保で電報によることが適当と認められるときは、次により取り扱う。

なお、この場合、天災、事変、その他非常事態が発生し又は発生するおそれのある場合、災害の予防、救護、交通、通信又は電力の供給等を内容とする電報は、他の電報に先だって電送される。

(1) 非常電報を発信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」と朱書して N T T に依頼する。

(2) 罹災状況の通報及び救援依頼等を内容とするものは、電報料は無料である。その他

の電報は一般料金を支払わなければならない。

6 非常通信

災害により有線等の通信が利用できないとき又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第 52 条の規定に基づき次による非常通信により通信の確保を図る。

ア 非常通信できる内容

概ね次のとおりとする。

- (ア) 人命救助に関すること。
- (イ) 災害の予防（主要河川の水位関係を含む）及び火災その他の災害状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 電波法第 74 条（郵政大臣の非常通信実施命令権）の実施指令に関するもの。
- (オ) 非常事態の収拾、復旧、交通制限、秩序維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの。
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- (ク) 遭難者の救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道線路及び道路並びに電力設備及び電信電話回線の破壊又は障害によりその修理復旧のための資材手配及び運搬員の確保その他の緊急措置に関するもの。
- (サ) 災害救助機関相互間に発受する災害救助、その他緊急措置に要する労務施設、物資及び資金の調達、配分、輸送に関するもの。
- (シ) 災害救助法第 24 条の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。
- (ス) 新聞社、通信社又は放送局が発受する非常事態の収拾、人命救助、災害の救援、交通通信の確保、人身の安定又は秩序の維持等に有効な新聞、ニュース及び放送に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信の発受は、無線局を持った者が自ら行うほか、防災関係機関の依頼によりこれを行う。

ウ 発信依頼要請

非常通信の発信依頼は、次により行う。

- (ア) 電報発信紙又は適宜の用紙を使用し、その余白に「非常」なる表示をして依頼する。
- (イ) 電報として発信を依頼する場合はカタカナ分とし、無線電話利用の場合は普通文とする。

(ウ) 電報の場合は1通あたりなるべく本文200字以内として何通でもよい。

(エ) あて先の住所、氏名、電話番号を記入すること。

エ 通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡し非常の際の協力を依頼しておく。

オ 料金

原則として無料である。その他の通信料は料金を支払わなくてはならない。

第6節 消防活動計画

大規模地震時には、家屋の倒壊等に伴い二次的に発生する火災が延焼拡大し、大火災となつて多くの物的、人的被害をもたらすことが考えられる。

地震時の火災の特徴である同時多発、交通障害等に対応するため消防活動の効率的運用を図る必要がある。この場合、消防機関は、事前に定めた地震時の火災対策計画により消防活動を行うが、消防力の投入は住宅等密集地域及び特殊火災危険地区を優先し、最も効果的な運用を図るものとする。

1 出火防止・初期消火

出火防止・初期消火活動は町民や自主防災組織によって行われるものであるが、町及び防災関係機関は、地震発生直後、あらゆる手段、方法により町民に対し出火防止、初期消火を呼びかけるものとする。

この場合、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ及び電気ヒーター等の火気を遮断するとともに、電気器具はコンセントから抜き取り、プロパンガスはボンベのバルブを閉止する。

(2) 初期消火

火災が発生した場合は、消火器・くみおき水等で消火活動を実施する。

2 消火活動体制の整備

町は、地域に被害を軽減し、地震発生時の応急消火活動を円滑に遂行するため、消防団員及び自主防災組織等の関係機関を網羅した実施体制を整備するものとする。

(1) 危険区域等の事前調査及び周知徹底

町は、地震災害に伴う危険区域のうち、次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、地震発生後は直ちに警戒、巡視等を行う。

ア 住宅密集地等の火災危険区域

イ 崖崩れ等の危険区域

ウ 浸水危険区域

(2) 火災対策計画の樹立

地震による火災は同時多発するため、その発生時期、発生時間帯などによって、その防御活動及び町民救出活動が異なるため、その適切、かつ、効果的な活動を図るために火災対策計画を整備する。

この場合、特に留意する点は次のとおりである。

ア 消防団員等の動員体制の確立

地震時における同時多発火災等広域的な消防活動に対応するため、消防団員等緊急参集体制を整備する。

イ 消防水利の確保

地震時における消火栓等の使用不能に備えて耐震性貯水槽、河川、湖沼等消防水利の確保を図る。

ウ 初期消火対策

町民に対する地震時の火気の取扱い、初期消火の重要性の事前啓発の徹底を図る。

エ 救急救助体制の確立

地震時における倒壊家屋内町民救出及び避難行動要支援者等の救急救助体制の確立を図る。

3 相互応援協力

地震時においては、単一の消防機関のみでは、発生した全ての災害に対応できないことが予想されるので、広域的な市町村間の消防相互応援協定を十分活用するものとする。なお、協力内容については、地域の実態にあわせ、随時見直しを行うものとする。

4 消防団の措置

(1) 消防団の役割

消防団長・副団長は、消防団本部に参集し、消防団を指揮統括する。なお、分団長は、管轄区域の分団を指揮監督し、被害の状況及び活動状況等を消防団長に報告する。

(2) 非常参集

震度 5 弱以上の地震又は地震による火災を覚知した消防団員は、それぞれ所属する分団の詰所に参集し、早期に活動体制をとる。

(3) 消防団の初動活動

ア 出火防止の広報

管轄区域内における火気の始末、出火防止等の広報を実施する。また、実施する際には区長会及び自主防災組織等の協力を得る。

イ 初期消火活動

火災を発見した場合は、直ちに消防署に通報するとともに、消火活動に当たる。なお、地域の出火件数が多い場合は、適宜、付近の区長及び自主防災組織等の協力を求める。

ウ 人命救助活動

近隣及び参集途上で人命危機の発生場所に遭遇し、人命救助活動が必要なときは協力を行う。

5 情報の収集

情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるため、次のとおり迅速・的確な情報の収集に努めるものとする。

(1) 情報の収集要領

消防署は、初動措置に引き続き、消防車両及び調査員の巡回、その他あらゆる手段で的確な被害状況の把握に努め、無線等により消防署長に報告する。

(2) 情報の収集内容

情報収集の内容は、地震発生に伴い生じた火災又は人命に関わる情報を主体とし次のとおりとする。

ア 火災発生場所、程度及び延焼方向

イ 危険物、高圧ガス等の大量流出及び火災危険の状況

ウ 大規模救助、救急事案の発生場所及び程度

エ 家屋等の損壊状況

オ 河川・護岸の決壊状況

カ 道路、橋梁等の被害状況並びに交通障害

キ 重要対象物の被害状況

ク その他消防活動上の必要事項

6 出動計画

(1) 部隊編成

震災時の部隊編成は、原則として火災防御体制の確立を優先とするが、火災発生件数が少なく救助・救急事象多発の場合は、これに対応する編成の確立を優先するものとする。

地震発生当初は、必要最小限の人員で、1隊でも多くの部隊編成をすることを重点とし、時間の経過による部隊等の編成順序を計画作成する。ただし、地域の実情、災害の状況等により、編成順位を変更する。

(2) 部隊運用

ア 震災時消防活動の効率性を確保するため、震災時の出場は、原則として1現場2隊とする。ただし、応援の必要がある場合は、応援要請によって部隊の増強を図る。

イ 震災時消防活動の効率性を確保するための出場地域は、別に定める。

7 消防活動の基本方針

震災時における活動方針は、人命の安全確保を最優先とし、基本方針を次のとおりとする。

(1) 消火活動

地震時に二次的に発生する火災に対応するため、消防団の総力を挙げて、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。

(2) 人命救助・救急活動

地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、自動車事故及び危険物・毒劇物等の漏洩等により複合的に被害が発生することが予想される。このことから、消防団員は資機材を最大限活用し、人命救助・救急活動を優先に行い、人命の安全確保に努める。

(3) 避難の確保

火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、町民の安全を確保するために避難誘導活動を行う。

8 火災防御活動

(1) 活動指針

ア 指定避難所、避難路確保の優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした指定避難所、避難路確保の活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要、かつ、危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 町並火災消防活動優先の原則

大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防団を必要とする場合は、町並に面する部分及び町並の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と町並から同時に出火した場合は、重要対象物の防御上に必要な消防活動に当たる。

(2) 活動要領

ア 出動隊の指揮者は、災害の様子を把握し、人命の安全確保を優先とし、延焼拡大阻止及び救助・救命活動を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と比して消防力が劣勢と判断したときは、町民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火構造物及び空き地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 消防団の活動

ア 消防団の活動は、原則として分団管轄区域を優先して行うものとし、消防団本部からの指示並びに隣接区域等の火災発生及び被害状況等により応援活動を行う。

イ 災害現場活動において、消防署から消火活動の支援、飛び火警戒及び救助活動等の要請を受けた場合は、その指揮下に入り支援活動に当たる。

ウ 管轄区域内における火気の始末及び出火防止等の広報を実施する。実施に際しては、区長会及び自主防災組織等の協力を得るよう努める。

エ 火災を発見した場合は、直ちに消防署に通報するとともに消火活動に当たる。なお、出火件数が多い場合は、適宜、付近の区長及び自主防災組織等の協力を求める。

9 救助・救急活動

(1) 救助・救急活動の方針

救助・救急活動は、救助隊及び救急隊により実施することを基本とする。ただし、火災の発生状況等により消防団員を救助・救急活動に投入できると判断される場合は、消防団員からの増強を図る。

(2) 救助隊の運用

救助隊は、原則として消防本部で把握した町全般の被害状況に基づき運用する。また、多数の救助事案の発生に対しては、消防団を以て増強隊として運用する。

(3) 救急隊の運用

救急隊には、小規模な救助活動にも対応できるような簡易な救助器具を積載する。また、参集した職員で救急隊を臨時に編成し、増強隊として運用する。

(4) 活動要領

ア 救助活動

(ア) 正確な情報収集を行い、速やかに分析し、人命危険が高いと判断されるところから救助活動に当たる。また、救助隊の活動は、自力脱出不能者を救助することを原則とし、それ以外の場合は、救急隊等に対し、適宜応援を要請する。

(イ) 救助に当たっては、要救助者の安全に留意し、状況によりはしご車の活用、建設用重機等の調達を行い実施する。

(ウ) 救助活動が長時間に及ぶおそれがある場合は、交代要員を配置する。

イ 救急活動

(ア) 重傷者から順次救急搬送を実施する。

(イ) 消防署、避難所に応急救護所を必要に応じ設置し、負傷者の応急救護、医療機関への搬送を行う。

なお、負傷者が多数発生している場合の応急救護所等への搬送は、必要により付近町民及び区長会等への協力を求めて実施する。

(ウ) 医療機関に対し、診療、収容の可否等の確認をするとともに、情報の提供を行

い、また、必要により応急救護所等への医療救護班の早期派遣を要請する。

第7節 災害警備計画

災害時における警察活動は、町民の生命、身体及び財産を保護し、災害地における治安維持に万全を期することを目的とする。

1 交通規制

町は、大震災が発生した場合、道路の被害状況及び交通の状況を把握し、通行の禁止及び一方通行等の交通規制に協力するものとする。

(1) 公安委員会が行う交通規制

ア 公安委員会は、当該管轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し又はその状況により必要があると認められる時は、道路交通法第4条第1項の規定に基づき、歩行者及び車両等の通行を禁止又は制限する。

イ 公安委員会は、災害発生時において、災害応急対策を的確、かつ、円滑に行うため、緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、道路の区間（災害が発生又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては区域又は道路の区間）を指定し、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限する。

ウ 公安委員会は、前項の通行禁止又は制限を実施しようとする場合は、その規制の内容を関係者等に周知する。

(2) 警察署長が行う交通規制

警察署長は、管轄区域内の道路について、災害により道路の決壊等危険な状態が発生し又はその状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、歩行者及び車両等の通行を禁止又は制限する。

(3) 警察官が行う交通規制

警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者及び車両等の通行を禁止又は制限する。

(4) 緊急通行車両の確認

公安委員会が、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限の交通規制を行った場合、知事又は公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定による緊急通行車両の確認を行う。

この場合、緊急通行車両の確認を受けようとする車両の使用者は、緊急通行車両確認申請書を県（総務部危機管理課又は藤岡行政県税事務所）又は公安委員会（藤岡警察署）に提出し、確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

2 交通規制時の運転者の義務

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）にある車両の運転者は次の措置をとるものとする。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 交通規制が行われている通行禁止区域等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その場合、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいない場合は、やむを得ない程度において車両を破損することがあること。

3 交通規制時の警察官等の措置

通行禁止区域等における警察官等の措置については、次のとおりとする。

(1) 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の円滑な通行の妨害になると認められるときは、車両その他の物件の所有者等に対して車両の移動等の措置命令等を行うものとする。また、措置を命ぜられたものが措置をとらないとき又はその現場にいない場合は、やむを得ない程度において当該車両その他の物件を破損することがある。

(2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防史員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両及び消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両その他の物件の所有者等に対して車両等の移動の措置命令等を行うものとする。また、措置を命ぜられたものが措置をとらないとき又はその現場にいない場合は、やむを得ない程度において当該車両その他の物件を破損することがある。

なお、この場合、自衛官又は消防史員は、管轄する警察署長に対しその旨を通知することとする。

4 緊急交通路の確保

災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急交通路にあつては、緊急車両等の優先走行を確保するとともに、緊急物資等の緊急性の選別を行い、緊急物資集積場所への円滑な交通を確保するものとする。

5 交通指導員による交通整理

町は、警察署長の要請により、交通指導員に緊急交通路の確保等、緊急時の交通整理を行わせることができる。

第8節 輸送計画

災害における被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送を迅速、かつ、円滑に実施するため、所要車両等の確保は次により実施するものとする。

1 実施主体

被災者の輸送及び応急対策要員並びに物資の輸送（以下「災害輸送」という。）に必要な車両等は、その応急対策を実施する機関が確保する。ただし、それぞれの実施機関による確保が困難なときは、県又は隣接市町村に応援を要請する。

2 救助法による応急救助のための輸送

(1) 輸送の範囲

- ア 罹災者を避難させるための輸送
- イ 医療及び助産のための輸送
- ウ 罹災者救出のための輸送
- エ 飲料水供給のための輸送
- オ 救助用物資の輸送
- カ 行方不明者の捜索及び遺体収容のための輸送

(2) 期間

当該救助の実施が認められている期間とする。

3 災害輸送の種別

災害輸送は、次により最も適切な方法により実施する。

- (1) 貨物自動車及び乗用自動車等による輸送
- (2) 航空機による輸送

4 輸送力の確保

災害輸送のための自動車等の輸送力の確保は、概ね次の方法による。

(1) 車両等による輸送

応急対策実施機関は、概ね次の順位により車両等を確保する。

- ア 応急対策実施機関所有の車両等

- イ 公共的団体等の車両等
- ウ 営業用車両等
- エ その他自家用車両等

(2) 航空機による輸送

一般交通の途絶及び医療品、防疫器材等緊急に空中輸送する必要があるときは、「本章 第28節 自衛隊の派遣要請等の計画」により、自衛隊に対して航空機等の派遣を知事に要請するほか、必要により民間航空機の協力を要請する。

(3) 緊急交通路の確保及び救援物資広域集積場所の確保

町は、災害応急対策の実施に必要な人員及び物資輸送のための緊急交通路の確保に努める。また、救急活動が円滑に行われるようにするため、下記の施設を救援物資広域集積場所とする。

- ア 郊外に位置し、幹線道路に近く、かつ、接続道路が整備されていること。
- イ 大量の物資を集積するのに適した施設であること。
- ウ 多数の緊急輸送車両の駐車可能な場所であること。

名 称	所 在 地	N T T 電 話	備 考
万場小学校体育館	多野郡神流町大字万場甲 84	57-2320	
中里中学校体育館	多野郡神流町大字神ヶ原 422	58-2517	

5 費用の基準

- (1) 輸送業者による輸送又は車両等の借上げは、本県の地域における通常の料金（国土交通省の認可料金による）を基本とし、町と輸送業者で協議して定める。
- (2) 自家用車両等の借上げについては、借上げ謝金とし、輸送業者に支払う料金内で、実施機関が所有者と協議して定める。
- (3) 官公署及び公共機関所有の車両使用については、無料又は燃料負担程度の費用とする。

第9節 防災ヘリコプター活用計画

災害が発生した場合、広域的で機動力に富んだ活動が可能である防災ヘリコプターを応援要請し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。

1 防災ヘリコプター運行時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分までとし、緊急運行の場合は日の出から日没までとする。

2 防災航空隊の応援要請

(1) 要請者

防災航空隊（防災ヘリコプター）の緊急運航に関する要請は、原則として町長及び消防本部消防長が行うものとする。

(2) 要請の基準

要請の基準は、次のいずれかに該当し、防災ヘリコプターの運航が必要と認められる場合とする。

ア 町の消防力によっては、災害の防除又は軽減が困難と認められる場合。

イ 災害が隣接する市町村に拡大し又は影響を与えるおそれのある場合。

ウ 防災ヘリコプターの運航により災害の予防又は改善に相当の効果が期待できるものと認められる場合。

エ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合。

(3) 要請の方法

要請の方法は、防災航空隊に対し電話等により、次の事項を明らかにして行う。

なお、事後速やかに防災ヘリコプター応援出動要請書を、防災航空隊へFAX等により提出する。

ア 応援の種別

イ 災害発生（又は覚知）の日時、場所及び被害の状況

ウ 災害現場の気象状況

エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法

オ 場外離着陸場の場所及び地上支援体制

カ その他の必要事項

3 群馬県防災航空隊の活動業務

群馬県防災航空隊の活動業務は次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

(2) 火災防御活動

(3) 捜索・救助活動

(4) 救助活動

(5) 災害予防活動

(6) その他防災航空総括管理者（危機管理監）が必要と認める活動

4 ヘリポートの整備

町は、ヘリコプターによる応援、救援物資輸送等を要請するときは、下記施設の中から避難所と競合しない場所を臨時ヘリポートとして整備する。

名 称	所 在 地	管 理 者	備 考
-----	-------	-------	-----

名 称	所 在 地	管 理 者	備 考
神流町総合グラウンド	多野郡神流町大字麻生甲 127	神流町長	
神流町みかぼ高原荘運動広場	多野郡神流町大字生利 2212-5	神流町長	
神流町塩沢ヘリポート	多野郡神流町大字塩沢 322	神流町長	
神流町宮地グラウンド	多野郡神流町大字神ヶ原甲 1569	神流町長	
神流町平原ヘリポート	多野郡神流町大字平原 111	神流町長	

第 10 節 避難・救出計画

地震発生後の各種災害から町民の安全を確保するため、被災者の救出と町民の安全確保及び避難後の生活に重点を置き、避難・救出を実施する。

1 救出

(1) 町長

救出を必要とする負傷者等に対する救出活動は、町長が行うことを原則とする。

2 避難の勧告又は指示の実施者

(1) 町長（基本法第 60 条、水防法第 22 条）

町長は、町民の生命・身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の町民に対し、速やかに避難勧告等の発令等を行うものとする。

(2) 警察官（基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条）

警察官は、町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は町長から要請があったときは、町民に対して避難の指示を行う。この場合、警察官は直ちに避難の指示をした旨を町長に通知する。

(3) その他の者

知事（水防法第 22 条、地すべり等防止法 25 条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 9 条）・自衛官（自衛隊法第 94 条）は、各法令の定めるところにより、必要に応じ避難の指示を行う。

(4) 知事による避難の指示等の代行（基本法第 60 条第 5 項）

知事は、地震により県の地域に係わる災害が発生した場合において、当該災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施するものとする。

(5) 町は、住民に対する避難のための避難勧告等の発令等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の提供に努

めるものとする。

- (6) 町は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。
- (7) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (8) 町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

3 避難の勧告又は指示の内容

町長、警察官、その他の者は、次の事項を明示して避難の勧告・指示を行う。

- (1) 避難の勧告・指示が出された地域名
- (2) 避難経路及び避難先（屋内安全確保を含む）
- (3) 避難方法
- (4) 避難時の服装、携行品
- (5) 避難時の注意事項（災害危険箇所（洪水想定区域、土砂災害警戒区域）の存在等）

4 避難勧告等の解除

町は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対して、必要に応じて、避難勧告等解除に関する助言を求める。各機関は、町から土砂災害に関する避難勧告等解除に関して求めがあった場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について町に助言を行うものとする。

5 避難所等の開設・運営

- (1) 実施責任者
 - ア 避難所等の開設・運営は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行う。
 - イ 災害の規模により、町だけでは対応できない場合は、隣接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。
- (2) 指定緊急避難場所の開放
 - ア 町は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避

難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

イ 町は、指定緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県(行政県税事務所)を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、警察署、地元消防機関等に連絡するものとする。

(3) 指定避難所等の指定

ア 指定避難所等の避難施設として指示するにあたっては、被災地に近く集団的に収容できる既存建物を優先し、これらの施設がない場合は、野外に仮小屋を設置し又は天幕の設営により実施する。避難所として指定する主な施設及び一般的な指定順位は、概ね次のとおりである。

(ア) 公立小・中学校

(イ) 集会所及び生活改善センター

(ウ) その他の公共施設及び公共的施設

(エ) その他の民間施設

イ 避難距離は原則として2km以内であること。

ウ 避難所等宿泊を要する避難施設の収容人員の算出は、一人当たり2㎡を原則とする。

エ 避難所については「資料編 資料10 避難場所・避難所一覧」を参照する。

オ 町は、発災時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設するものとする。

カ 町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

キ ホームレスの受け入れ

町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(4) 福祉避難所の指定

避難行動要支援者に対する必要な支援を行うために、福祉避難所についても指定の促進を図る。

福祉避難所は、原則として耐震性・耐火性が高く、バリアフリー化された既存の社会福祉施設等から選定し、あらかじめ協定等により災害時の受入体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。なお、福祉避難所は「資料編 資料10 避難場所・避難所一覧」を参照する。

(5) 指定避難所に収容する罹災者

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

- イ 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ウ 避難命令の出た場合等で、現に被害の受けるおそれのある者

(6) 避難者の誘導及び移動

町長は、警察官及びその他の避難の勧告・指示者は、町民が安全、かつ、迅速に避難できるように誘導する。

なお、自主防災組織は、地域における避難行動要支援者の状況をあらかじめ把握しておき、この避難を助けるとともに避難行動要支援者入（通）所施設管理者は、施設防災ボランティアの協力を得て避難誘導の徹底を期するものとする。

町等は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難準備・高齢者等避難開始、避難の勧告又は指示（緊急）を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

避難立退きにあたっては、老幼、婦女子、病人等を優先し、移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、事態が急迫し又は被災者が自立により立退き不可能な場合においては、町において、車両等によって行う。

(7) 避難所の点検整備及び運営

ア 避難所としての機能を確保するため、ライフライン等の点検整備に努める。また、運営においては下記のとおりとする。

(ア) 避難者の健康確保、メンタルヘルスに配慮する。

(イ) 避難行動要支援者の健康状態に十分配慮し、必要に応じて福祉避難所への移動の手配を行う。

(ウ) 男女のニーズの違いを配慮し、更衣室や間仕切り等を行う。また、安全を確保するために巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。

(エ) チラシ等で避難者への情報提供を行う。

(オ) 観光客等帰宅困難者の受け入れを行う。

(カ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(キ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

イ 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組

織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(8) 指定避難所等設置のための費用

救助法が適用された場合は、群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

(9) 指定避難所等の開設の期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により期間を延長する必要があるときは、必要最小限度の期間を延長することができる。

(10) 災害時における動物の管理等

町及び県は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。

6 避難の周知徹底

(1) 町長、警察官等関係機関は、避難のための立退きの万全及び人の生命又は身体の安全を図るため、町民に求められる避難行動について、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置も含めた適切な避難方法、避難経路及び避難行動について、あらかじめ町民に徹底させておく。

なお、この場合において、避難対象地域に居住する高齢者、障害者等の避難行動要支援者の状況及び外国人の状況、使用されている外国語の種類等を考慮のうえ、避難行動要支援者や外国人に対し避難措置が周知徹底されるよう配慮する。

(2) 町の報告

町長は避難の勧告・指示を実施したとき又は了知したときは、速やかに県(藤岡行政県税事務所)に報告するものとする。

(3) 関係機関相互の連絡

県、警察本部、町及び自衛隊は、避難の勧告・指示を実施したときは、その内容を相互に連絡するものとする。

7 要配慮者の避難対策

(1) 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

(2) 町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われる

ように努めるものとする。

8 警戒区域の設定

(1) 町長の警戒区域設定権

町長は、災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限若しくは禁止し又は退去を命ずる。

(2) 警察官及び自衛官の警戒区域設定権

警察官又は災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（警察官等がその場にはいない場合）は、町長が現場にいない場合又は町長から要求があった場合は、警戒区域の設定及び当該地域への立ち入りの制限、禁止、退去命令を行うことができる。なお、その場合は、直ちに町長へ通知しなければならない。

(3) 知事による警戒区域設定権の代行

知事は、県の地域に係わる災害が発生した場合において、当該災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、警戒区域設定権に基づいて実施すべき応急措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

9 県境を越えた広域避難者の受入れ

大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等から多数の避難者を受け入れることが想定されるため、迅速に対応できるよう受け入れ態勢を整備する。

(1) 被災県から災害救助法に基づく応援要請があった場合は、県と調整した後、県からの通知に基づき避難所等を開設し広域避難者の受入を実施する。

なお、一時的に広域避難者を受け入れる場合は、災害規模等を勘案し、町有施設の中から一時避難場所を開設する。

(2) 交通手段を持たない広域避難者の移動について、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県と町営のうえ、バス等の移動手段を手配する。

第11節 避難行動要支援者入（通）所施設応急対策計画

1 震災時の措置

施設管理者は、入（通）所者の安全確保を優先として、次の措置を行う。

(1) 出火防止、初期消火

防火管理者及び火元責任者は、火気使用設備器具の使用停止を行う。

火災が発生した場合は、初期消火に努める。

(2) 情報収集活動

関係機関（県、市町村、テレビ等）から情報を収集し、職員に周知する。

(3) 避難誘導活動

避難は、自力避難が困難な者を優先にして行う。

(4) 施設防災ボランティアへの協力依頼

ボランティアを招集し、協力活動を得る。

2 県・町の応急措置

被災施設のみでは応急措置が不十分な場合、県・町に対し応援を要請するものとする。

応援を受けた県・町は、保護の場所の確保の斡旋及び応急保護のため必要な資機材の調達の斡旋を行うものとする。

第12節 食料供給計画

災害時における被災者、災害救助及び応急復旧作業等に従事する者に対する応急食料の供給及び炊き出しは、本計画の定めるところによる。

1 実施体制

(1) 町は、あらかじめ災害時における食料備蓄・供給計画を策定し、被災者及び災害応急現地従事者の食料の確保と供給に努めるものとし、必要な食料の確保と供給ができない場合には、県又は隣接市町村に対し応援を要請する。

(2) 救助法が適用された場合又は知事から災害救助法第13条の規定に基づき委任されたときは、知事の補助機関として町長が実施する。

2 応急食料の備蓄、供給、調達及び配給方法

(1) 食料の備蓄

ア 町民の自主備蓄の励行

町民は、「自らの生命は自ら守る」との基本的精神のもとに、最低3日分の非常食料を家庭内備蓄するよう励行する。

イ 町における備蓄

(ア) 備蓄の基本的な考え方

発災時の被害想定、町民の家庭内備蓄状況等を勘案し、被災後3日間は、県等の援助物資を待つことなく、被災者及び災害応急措置現地従事者等に食料等が供給できるよう備蓄に努める。

(イ) 災害時の応急食料として購入する備蓄は、被災後3日分とする。また、乳幼児、高齢者、病弱者等の避難行動要支援者の特性や男女双方の視点にも配慮する。特に食料については、通常の食事を摂取できない避難行動要支援者に配慮し、アレルギー対応の食糧、粉ミルク、お粥等も備蓄する。

ウ 隣接市町村との連携

町は、隣接市町村と協議し、協定を結ぶなどして、備蓄すべき品目あるいは分量

を相互に分担して行うなど、効率的・合理的備蓄に配慮する。

(2) 食料の供給

ア 供給を行う場合

次に掲げる場合で、町長が供給の必要を認めたとときに行う。

- 被災者又は災害救助若しくは緊急復旧作業に従事する者に対し、炊き出し等による供給を行う必要がある場合。
- 災害により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じない供給を行う必要がある場合。

イ 給与の方法

食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。

- 米飯の炊き出し場所は、学校給食共同調理場、児童センター、道の駅及び機関集落センター及び集会所等調理室のある公共施設を利用して行う。
- 炊き出し施設の利用が不可能な場合は、学校給食炊飯業者に弁当等の提供を要請して給与を行う。
- 乳幼児に対する、粉ミルク等による食品の給与を行う。

ウ 給与対象者

- 避難所に収容された者。
- 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により炊事のできない者。
- 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者。
- その他町長が必要と認める者。

(3) 食料の調達

食料は町内の業者から調達するが、できる限り販売業者等の組合と応援協定を締結し、円滑な調達が実施できるよう努める。

ア 米穀

町内の米穀販売業者から在庫の米穀を調達し、不足が生じた場合には、県及び隣接市町村に対して応援を要請し調達する。

なお、災害救助法が適用され、政府所有の米穀の供給が必要と認められた場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号 総合食料局長通知）に基づき、農林水産省に対し、応急用米穀の供給を要請する。

イ カンパン及び非常食等

町長は、備蓄しているカンパン及び非常食等を応急的に放出し、不足が生じた場合は、県又は隣接市町村に対して応援を要請して調達する。

ウ 粉ミルク、麦製品、調味料及び野菜等

町内の販売業者から調達し、不足が生じた場合は、県又は隣接市町村に対して応

援を要請して調達する。

(4) 配給方法

町長は、調達した食料をあらかじめ避難所ごとに組織された責任者を通じて配給するものとし、調達した食料を直接供給するほか、小売り販売業者及び取扱者を指定して給与を行うこともできる。

3 炊き出し方法等

(1) 炊き出し方法

炊き出しは、婦人会、NPO・ボランティア、各耕地又は班、自衛隊及び公共的団体等の協力を得て行う。なお、自衛隊及び公共的団体等への派遣等の要請は「本章 第30節 自衛隊の派遣要請等の計画」及び「本章 第32節 公共的団体等の活用計画」の定めによる。

(2) 炊き出し期間

特別の場合を除き、災害発生の日から7日以内とし、8日以降については、自己で炊事できるよう物資の配分、その他について配慮する。

4 応急食料の在庫場所

(1) 米穀は、町内米穀販売業者の在庫米穀及び政府指定倉庫の在庫米穀を充当する。

(2) 麦製品、調味料及び野菜等は、町内販売業者の在庫数量を充当する。

5 その他

救助法が適用された場合の応急食料の炊き出し等は、「群馬県地域防災計画」に定めるところによる。

第13節 給水計画

災害のため水道施設が損害を受け又は飲料水が枯渇、汚染され、現に飲用に適する水を得ることができない場合等における飲料水の応急的供給は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施主体

(1) 飲料水の供給は、町長が実施する。

(2) 町長は、被害が甚大で当町において実施できないときは、県又は隣接市町村の協力を得て実施する。

2 給水の方法

飲料水等の確保及び供給は概ね次の方法により行う。

- (1) 被災地において飲料水の確保が困難なときは、近い水源から給水車又は容器等により運搬・供給する。
- (2) 給水にあたっては、町民の給水場所、時間等について事前に広報する。
- (3) 飲料水が汚染されたと認めるときは、ろ過により浄水して供給する。
- (4) 供給する飲料水が、防疫衛生上滅菌する必要があるときは、消毒剤を用い、滅菌のうえ供給する。

3 応援等の手続

町は、給水の応援を求める必要を認めたときは、県に要請するものとする。ただし、特に緊急を要するときは、隣接市町村に応援等を要請する。
なお、応援等の手続きは、次の事項を明示して行う。

- (1) 供給区域
- (2) 供給人口及び戸数
- (3) 供給水量の概算
- (4) 供給期間
- (5) 供給方法（運搬方法、ろ過器の要否、滅菌の要否）
- (6) 水源予定地
- (7) その他

4 救助法による供給

救助法が適用された場合の供給基準は、同法及びその運用基準によるが、その概要は次のとおりである。

- (1) 対象者
災害のため現に飲料水を得ることができない者。
- (2) 供給期間
災害発生の日から7日以内とする。
- (3) 費用の範囲
群馬県災害救助法施行細則別表第2による。
- (4) その他
町長は供給区域に責任者を配し、供給の万全を期する。

5 給水施設の応急復旧

水道事業者は給水施設に被害が発生したときは、その状況を調査のうえ速やかに応急復旧工事を実施し、飲料水の確保に努める。

6 その他

- (1) 藤岡保健福祉事務所長は、水道事業者に対し、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に定める水質基準が確保されるよう指導する。
- (2) 町長は、飲料水の確保が円滑に実施できるよう、給水タンク、給水ポリ袋、ポリタンク等常時応急給水資機材の整備に努める。

第 14 節 生活必需品等物資給与計画

災害時における罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施主体

罹災者に対する生活必需品等物資の供給は、町長が実施する。ただし、救助法が適用されたときは、物資の確保及び輸送は知事が行い、各世帯に対する割当及び支給は、町長が行い、知事による救助のいとまがないときは、町長が行う。いずれの場合も、乳幼児、高齢者、病弱者等の避難行動要支援者の特性や男女双方の視点にも配慮した上で生活必需品等の給与を行うこととする。

2 救助法適用による供給

救助法が適用された場合の供給基準は、同法及びその運用方針並びに群馬県地域防災計画に定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

(1) 給与又は貸与を受ける者

- ア 住家の全壊、全焼、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）した者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ウ 被服、寝具その他生活上必要物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与又は貸与する品目の範囲（現物をもって行う）

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用品
- エ 光熱材料

(3) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第 2 による。

(4) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

3 物資支援のための準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援の準備に努めるものとする。

4 生活必需品等物資の調達先

本町における物品納入等有資格業者から、必要のつと調達するものとし、急を要する時は、臨時に有資格業者以外から調達することができる。なお、町内業者において物資の調達が困難であり、かつ、隣接市町村等から調達できないときは、県に応援を要請し、調達する。

5 燃料の供給

町は、災害等により燃料の不足が生じた場合、町民の安全を確保するため、避難所、診療所など特に重要な施設、緊急車両などについて優先的に供給を行えるよう、県と群馬県石油協同組合で締結した「災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定」に基づき、県に要請を行う。

なお、町内の燃料等が不足した場合には、県へ要請し群馬県石油協同組合に燃料調整、配送及び給油の要請を行う。

6 その他

救助法を適用するに至らない災害の場合において、特に必要があると認める時は、前記2に準じて行うものとし、生活必需品等物資の供給のために要した費用は、町が負担する。

第15節 医療・助産計画

災害のため、その地域の医療等の機能がなくなり又は著しく不足し若しくは医療機関等の混乱のため、被災者が医療等の途を失った場合における医療、助産及び健康相談（以下「医療等」という。）の実施は本計画の定めるところによるものとする。

1 実施計画

- (1) 罹災者に対する医療等は町長が実施するものとし、その措置を講じておく。
- (2) 町は、巡回健康相談等に従事する保健師等又は保健医療活動チームが不足する場合は、原則として、管轄する保健福祉事務所を通じて、県(健康福祉課)に応援を要請するものとし、県（健康福祉課）は、保健医療調整本部において当該要請を共有すると

もに、当該保健医療活動チーム等の担当課が、当該要請に対し、保健医療活動チーム等の派遣を行うものとする。

町長は、負傷者が増大し、救護に不足を生じた場合は、藤岡保健福祉事務所を經由し知事へ救護班の派遣を申請する。

- (3) 救助法が適用された場合は、知事が実施するものとする。ただし、知事の実施を待ついとまがないときは、町長が実施する。

2 医療・救護活動

- (1) 町は、医師等との協力のもとに救護班を編成して迅速な医療等の活動を行う。
- (2) 災害の規模により、町の能力をもってしても十分な救護活動ができない場合は、県及び他の機関等に応援を要請する。
- (3) 救助法が適用された場合は同法及びその運用方針による。

3 救護所の設置

- (1) 町長は、医療機関が損壊し医療等ができなくなった場合は、救護所を設置する。
- (2) 救護所は関係機関と協議のうえ、必要に応じて概ね次の場所に設置する。
- ア 避難所
 - イ 負傷者等の交通便利なところ
 - ウ その他救護所設置に適した場所
- (3) 救護所を設置した場合は県に報告する。

4 医療及び助産の方法

(1) 医療

ア 医療を受ける者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ 医療の内容

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

ウ 医療の方法

医療は救護班を編成して実施する。

エ 医療の期間

救助法が適用された場合、医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産を受ける者

- ① 災害のため助産の途を失った者
- ② 災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した者

イ 助産の内容

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前、分娩後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

ウ 助産の方法

助産は、救護班により実施する。

エ 助産の期間

救助法が適用された場合は、分娩の日から 7 日以内とする。

5 医療品・衛生材料の確保

- (1) 町長が実施する医療又は助産活動に必要な医薬品及び衛生材料について、必要がある場合は県が調達を斡旋する。
- (2) 日赤救護班が実施する医療又は助産活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、日赤救護班において確保する。ただし日赤救護班による確保が困難なとき又は不足する場合は、県において確保する。

6 関係医療機関等の措置

関係医療機関等は、町長からの出動要請があったときは速やかに救護班等を派遣する。

第 16 節 防疫計画

災害時における被災地の防疫等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、町民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施するものとする。

1 実施主体

- (1) 災害時における被災地の防疫は、藤岡保健福祉事務所の指導及び指示に基づいて、町長が実施する。
- (2) 町長は、被害が甚大で当町において実施できないときは、藤岡保健福祉事務所に応援を要請し、県又は他市町村からの応援を得て実施する。

2 防疫の種類と方法

(1) 検病調査及び健康診断の実施

町長は、知事が行う検病調査の実施に協力するとともに、調査の結果必要を認めるときは、感染症法第17号第1項の規定による健康診断の実施に協力する。

(2) 臨時予防接種

町長は、県が伝染病予防上必要があると認め、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施するときは、協力する。

ただし、町において実施させることが適当と認め、知事が指示したときは、町長が実施する。

(3) 被災地の消毒方法

町は、感染症法第27条の規定による知事の指示に基づき、同法施行規則第14条に定めるところにより、保健福祉班によって実施する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

町は、感染症法第28条の規定により、知事が定めた地域内で、知事の命令に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。なお、実施にあたっては、同法施行規則第15条に定められたところによる。

(5) 家庭用水の供給

町は、感染症法第31条の規定による知事の指示に基づき、飲料水等の供給を行う。なお、給水方法は「本章 第13節 給水計画」の定めるところによる。

(6) 患者等に関する措置

町は、伝染病患者又は病原体保有者が発生したときは、すみやかに隔離収容の措置をとるものとするが、交通途絶のため隔離病舎に収容することが困難な場合は、なるべく災害を免れた地域内の適当な場所に臨時隔離施設を設けて収容する。また、やむを得ない事情により隔離収容ができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生処理などについて、厳重に指導し処理する。

(7) 避難所の防疫指導等

町は、「本章 第10節 避難・救出計画」により避難所を開設した後、県又は藤岡保健福祉事務所の防疫関係職員の指導により避難所の防疫措置を講ずる。

3 防疫薬剤の確保

防疫薬剤の確保は、藤岡保健福祉事務所長を経て知事に要請し、県又は藤岡保健福祉事務所の防疫関係職員の指示又は指導により確保するものとする。

第17節 清掃計画

災害時における被災地の清掃は、本計画によって行うものとする。

1 実施主体

- (1) 災害時における被災地の清掃は、町長が実施する。
- (2) 町長は、被害が甚大で当町において実施できないときは、藤岡保健福祉事務所に応援を要請し、県又は他市町村からの応援を得て実施する。

2 ゴミ処理

- (1) 被災地における環境保全の重要性を考慮し、計画的収集運搬及びその処理を行うための人員、機材の確保を図る。
- (2) ゴミ処理施設の処理能力を超えた粗大ゴミ等が一時的に集中しないよう、環境保全に支障のない場所に暫定的に積置する。
- (3) 収集・搬出したゴミは、クリーンセンターで処理をするほか、必要に応じて埋め立て等、環境衛生上支障のない範囲で処理する。
- (4) 土砂その他の障害物の堆積により、運搬車の走行が困難な場合は、各家庭に対して町の指定する一定場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

3 し尿処理

- (1) 倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿は、防疫上収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、災害時の収集体制を確立しておく。
- (2) 水洗トイレを使用している住宅等において、災害により使用不可能となった場合に対応するため、必要により臨時の貯留施設を設置し又は、共同仮設便所を設けるなどの措置をとる。
- (3) 浸水、その他により廃棄物が流出し、汚染した地域あるいは応急堆積場所として使用した場所については、クレゾール等で消毒する。

4 仮設便所の設置

- (1) 指定避難所開設等の場合、必要に応じ仮設便所を設置する。
- (2) 仮設便所のし尿は、くみ取り式により衛生的な処理をする。

第 18 節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬計画

災害時における、行方不明者の捜索及び遺体の収容及び埋火葬は、本計画に定めるところによるものとする。

1 実施主体

行方不明者の捜索及び遺体の収容及び埋火葬は、町長が、消防機関、警察機関、地元自治会及び奉仕団体等の協力を得て実施する。

2 遺体の収容

発見された遺体は、県や警察機関及び消防機関の協力を得て検視及び検案を行うのに適当な場所に収容する。

3 検視及び検案

警察署は、群馬県警察医会の協力を得て、遺体の検視及び検案を行う。

なお、遺体が多数に上り、警察医会で対応しきれない場合は、群馬県医師会の協力を求める。

4 遺体の搬送

町は、災害により、多数の遺体が一時的又は集中的に発生した場合は、一般社団法人全国霊柩自動車協会に遺体の搬送の協力を求める。

5 遺体の安置

町は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視及び検案を終えた遺体を次により安置するものとする。

なお、遺体の処置の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の処置の実施又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

- (1) 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。
- (2) 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資機材を確保する。
- (3) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。
- (4) 遺体処置表及び遺留品処理表を作成のうえ、「氏名札」を棺に添付する。

6 身元の確認

町は、身元不明者の遺体については、警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て、身元の確認に努める。

7 遺体の引渡し

町は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録のうえ、遺体を引き渡す。

8 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、町が埋火葬を行う。
- (2) 町は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県を通じて厚生労働省に協議する。

- (3) 町は、遺体の数が多数に上り又は埋火葬施設の被災等により対応しきれないときは、県に応援を要請する。

第19節 文教厚生対策計画

災害を受けた学校、その他文教関係施設の応急復旧及び応急教育方法、教材、学用品、給食等応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 文教施設等の応急復旧対策

(1) 文教施設

町教育委員会及びその他教育機関の長は、被害状況の情報収集に努めるとともに、関係機関と連絡を密にし、施設の早期復旧に努める。

(2) その他社会教育施設

社会教育施設は、指定避難所等に使用される場合も少なくないので、町は被害状況の情報収集に努めるとともに、応急修理等適宜の処理を速やかに実施する。

(3) 文化財対策

町は、被害実態を的確に把握するとともに、文化財としての価値を維持するために必要な修理、その他の対策を所有者・管理団体等に対し、指示又は指導する。

2 応急教育実施の予定場所

町教育委員会は、災害の規模及び被害程度に応じて、概ね次の方法により、教育活動が災害によって中断することがないように、応急教育の実施に努める。

(1) 学校の一部の校舎が災害を受けた場合

特別教室、体育館及び講堂施設を利用する。

(2) 学校の校舎が全部災害を受けた場合

集会所等公共施設を利用する。

(3) 特定地域全体が災害を受けた場合

隣接無災害地域に応援を要請し、最寄りの学校施設その他集会所等公共施設を利用する。

3 応急教育の方法

- (1) 応急授業にあたっては、被害児童・生徒の負担にならないよう配慮するとともに、授業の方法、児童・生徒の保健、危険防止等に留意する。

- (2) 被害により、授業が不可能となったときは休校とする。なお、授業の不可能な状態が長期間にわたるときは、学校と児童又は生徒との連絡方法、組織（通学班、子育連

等)、家庭学習等の整備、工夫をする。

4 教材、学用品等の調達及び配給の方法

(1) 実施者

教材、学用品等の調達及び配給は、教育委員会及び学校の協力を得て、教育長が実施する。

(2) 救助法による支給

救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりとする。

ア 教材、学用品等の支給を受ける者

住宅が全壊（全焼）、流出、半壊（半焼）及び床上浸水により学用品等を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒とする。

イ 学用品等の範囲

(ア) 教科書及び教材

(イ) 文房具

(ウ) 通学用品

ウ 支給の期間

支給学用品等は、次に定める期間内に支給対象者に手渡されるようにする。

(ア) 教科書及び教材 災害発生の日から1ヶ月以内

(イ) 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内

エ 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

(3) 救助法が適用されない場合等の措置

災害救助法が適用されない災害又は災害救助法適用災害で住宅の被害が(2)のAに達しない場合で学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学児童及び中学生徒に対しては、必要に応じ原則として学用品を斡旋する。

5 給食等の処置

(1) 給食の実施

町教育委員会は次の点に留意し、応急給食を実施する。

ア 施設等に被害があった場合、衛生管理に配慮したうえで、できる限り学校給食を継続して実施する。

イ 施設、原材料等の被害のため、学校給食が実施できないときは、速やかに代替措置として応急給食を実施する。

ウ 学校が避難所として利用される場合、給食施設は、罹災者の炊き出し施設として利用される場合が少なくないが、学校給食と罹災者炊き出しとの調整に留意する。

なお、県学校給食会から買い受けた指定物資・承認物資は目的外使用ができない。

(2) 被害物資対策

被害を受けた給食原材料について、町教育委員会は、県教育委員会から指示があるまで物資を保管しておく。

6 教育実施者の確保

(1) 災害により教職員に欠員を生じ、学校内の調整をしてもなお学級担任を欠き又は教科指導員等が困難な場合は、教職員を補充する。

(2) 補充に当たっては、小中学校にあつては地方公務員法第 22 条による臨時任用とする。

第 20 節 公共土木施設応急対策計画

地震により公共土木施設（道路、河川、砂防、地すべり及び急傾斜地等）が被害を受けた場合は、速やかな復旧を実施し当該施設の機能回復を図るものとする。

1 道路

(1) 実施責任者

ア 地震による道路の応急対策は、各道路管理者が実施する。

イ 各道路管理者は、地震発生後速やかに被害状況を調査し、県に報告する。

(2) 緊急道路の確保

ア 道路が被災した場合、各道路管理者の連携をもとに、被害程度に応じて、系統的な緊急路線を決めて復旧工事を実施する。

イ 避難、救出、緊急物資、警察及び消防等の活動に必要な路線を優先する。

(3) 緊急路線応急対策用資機材及び集積場所の確保

地震等により緊急路線も被災してしまう場合が想定されるため、仮設橋梁、ヒューム管及びその他の復旧資機材を、備蓄基地から早急に現地へ搬出し、応急措置の実施を可能とさせるため、集積場所と各種資材の確保に努める。

2 河川、砂防、治山及び農業土木関係施設

地震後、各施設の管理者は、それぞれの施設を巡視し、被災箇所を把握し必要な応急対策を実施するとともに、二次災害のおそれのある箇所については、町及び関係機関に早急に報告するものとする。

地すべり施設については、応急対策マニュアルを策定しておき、地震発生後それぞれの施設を巡視し、被災箇所を把握し、必要な応急対策を実施するものとする。

第 21 節 障害物の除去計画

災害により住居、道路、及びその周辺に運ばれた土砂・竹木等で日常生活等に著しい障

害を及ぼす障害物は、本計画の定めるところによるものとする。

1 住居関係障害物の除去

(1) 実施主体

障害物の除去は、町長が実施するものとする。ただし、救助法が適用された場合は、救助法の規定に基づき、知事の補助機関として町長が実施する。

(2) 除去の対象

当該災害により発生した土砂等の障害物で、自力では障害物の除去ができないもの。

(3) 除去の実施戸数

半壊及び床上浸水世帯の15%以内であること。

(4) 除去の方法

町長は、地元自治会、区域内の町民及び町内の建設業者又は法令等により応急措置を実施する責任を有する者若しくは自衛隊に協力を要請し、車両、機械器具等の借上等、可能な限りの手段、方法により速やかに行う。

(5) 除去の実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

(6) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第2による。

2 道路関係障害物の除去

(1) 実施主体

道路上の障害物の除去は、道路法並びに道路交通法の定めるところにより道路管理者、警察署長又は警察官が実施する。

(2) 除去の方法

道路管理者及び関係機関は、消防署、消防団及び町内の建設業者並びに自衛隊に協力を要請し、車両、機械器具等の借上等、可能な限りの手段、方法により速やかに行う。

(3) 除去の実施期間等

ア 罹災者の避難及び生活必需物資等の円滑な輸送が確保されるよう、できる限り速やかに実施する。

イ 大規模な災害により、障害物除去対象路線が広範囲にわたるときは、必要度の高い路線から順次実施する。

3 河川関係障害物の除去

(1) 実施主体

河川にある障害物の除去は、河川管理者及び水防管理者並びに消防団長が実施する。

(2) 除去の方法

河川管理者及び関係機関が協力し、適切な方法をもって速やかに行う。

第 22 節 労働力供給計画

災害時において、災害応急対策を迅速的確に実施するため、これに従事する要員として必要な労働者の確保は、本計画に定めるところによるものとする。

1 実施主体

(1) 災害応急対策の実施に必要な作業員の確保は、町長が実施する。

(2) 災害救助法が適用された場合の作業員の確保は、災害救助法により町長に委任しているものを除き知事が行う。

2 災害救助法による作業員の雇上げ

災害救助法が適用された場合の労働者の雇上げは、「群馬県地域防災計画」によるものとし、その概要は次のとおりとする。

(1) 労働者の雇上げの範囲

次の救助を実施するため必要があるときは、必要最小限の作業員を雇上げする。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産の移送

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分

カ 行方不明者の搜索及び遺体の収容

(2) 雇上げ期間

被災者の避難の場合は、被害が現に発生し又は発生するおそれのある 1 日程度とし、他は当該救助の実施が認められる期間内とする。

(3) 費用の範囲

群馬県災害救助法施行細則別表第 2 による。

3 災害救助法によらない労働者の雇上げ等

(1) 救助法によらない労働者の雇上げ

救助法の適用によらない災害応急対策の実施に必要な作業員の雇上げは、町長が必要と認める場合に前記 2 に準じて行う。

(2) 公共職業安定所に災害応急措置を要請する場合

町長は、災害応急措置として労働者を必要とする場合、公共職業安定所長に対し次

の事項を明らかにしたうえで文書又は口頭で斡旋要請する。

ア 職業別所要労働者数

イ 作業場所、作業内容

ウ 労働の条件

エ 宿泊施設の有無

オ その他必要な事項

(3) 労働者に対する費用

町長は、災害応急措置の実施について必要な労働者に対する報酬は、通常の賃金を考慮のうえ負担する。

第23節 交通応急対策計画

災害により道路、橋梁等の交通施設（以下「道路施設」という。）に被害が発生し又は発生のおそれがあり、交通安全と施設保全上必要があると認められる時又は災害時の交通確保のため必要があると認められる時の通行の禁止及び制限（以下「交通規制」という。）並びにこれに関連した応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 道路管理者の交通規制

- (1) 町長は、基本法に基づき、被災地での災害応急対策を優先させるため、その管理する道路施設について、警察署の協力を得て、一般車両等を交通規制し、交通安全を図る。また、交通規制を実施した場合は、速やかに関係機関に連絡する。
- (2) 町長は、町の区域内における管理以外の道路施設について、交通規制する必要があると認められ、知事等に連絡するいとまがない場合は、所定の道路標識及び表示板等を設置し、速やかに関係機関に連絡する。
- (3) 町長は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、町長は、自ら車両の移動等を行うものとする。

2 規制の実施主体

災害発生時において、道路施設に被害が発生し又は発生するおそれがあり、交通安全上必要があると認められるときの、交通規制は次に掲げるものが行う。

種 別	実 施 者
国・県道及び主要地方道	知事・藤岡警察署長又は警察官
町道、農道及び林道	町長・藤岡警察署長又は警察官

3 町民への交通規制の周知

災害時における応急対策のため、公安委員会等が町の区域内において交通規制を実施する場合は、音声告知放送、広報車等により町民に周知し、交通規制の円滑な実施に協力する。

4 緊急輸送車両等の確認等

町が行う緊急車両の確認事務は、総務班において処理する。

5 交通指導員の派遣

町長は、災害時における交通整理のため、藤岡警察署長から、交通指導員の派遣の要請があった場合は、「災害発生時における交通安全指導員の運用に関する協定書」に基づき、当該区域に交通指導員を配置して必要とする交通整理を実施する。

第24節 電力施設応急対策計画

「本章 第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画」により集められた情報で、電力供給施設等への被害の発生が判明した場合は、速やかに東京電力(株)高崎支社に連絡するものとする。また、感電事故及び漏電による出火等の防止に関する広報を行うものとする。

第25節 プロパンガス応急対策計画

震災によりプロパンガスに被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立するものとする。

第26節 電信電話施設応急対策計画

震災時における電気通信ライフラインを確保するとともに、通信手段の確保を図るため、被災箇所の迅速・的確な復旧に対しNTT群馬支店等、電気通信事業者に協力するものとする。

第27節 危険物施設応急対策計画

危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性及び引火性物品、あるいは毒物・劇薬等の保存施設管理者（以下「施設の管理者等」という。）は、地震による被害を最小限にとどめ、施設の従事者並びに周辺地域町民に対する危険防止を図るため、関係機関と相互協力し、事前措置及び災害発生時の措置を定めるものとする。

1 事前措置

(1) 施設の管理者等は、次の事項について調査するとともに、消防、警察等の関係機関

との連携を密にし、防災対策上必要な事項について事前に協議しておく。

ア 危険物の種類、性質及び数量

イ 施設の耐震性及び耐火性

ウ 各施設等の配置状況及び外周地域の状況

エ その施設の自衛防災対策等

(2) 各施設の管理者等は、次により事前に危険区域を設定しておく。

ア 施設の危険物及び高圧ガス等が、露出又は爆発した場合の危険区域の設定。

イ 危険区域を設定したときは、速やかにその旨を警察、消防等の関係機関に即報すること。

ウ 危険区域を設定する場合は、付近の状況、貯蓄されている危険物、高圧ガス等の性質、数量、貯蓄方法、容器、露出範囲、その他周辺の地形、地物、風向き、風速等を勘案して余裕のある適切な範囲を設定すること。

(3) 施設管理者等は、施設及び保護施設並びに製造・販売・貯蔵している危険物又は高圧ガス等について、関係者に対する教養を徹底すること。

2 災害発生時の措置

(1) 被害実態の早期把握

施設の管理者等は、災害発生時においては、関係機関との連絡を迅速、かつ、密接に行い、被害の実態を早期に把握するとともに被害の拡大防止を図ること。

(2) 応急処置

ア 石油類関係

(ア) 施設が危険な状況になった場合は、施設内の火気を停止するほか、必要により施設内の電源は、保安経路を除き切断する。

(イ) 出荷の中止、流出防止及び防油堤の補強等の処置をとる。

(ウ) 貯蔵石油類のうち移動可能なものは、他の場所へ移動する。

(エ) 町長は、災害の拡大防止のため必要と認めた場合は、施設の使用の一時停止を命ずるほか、施設の管理者に流出石油類の排除処置を実施させる。

イ 高圧ガス関係

(ア) 施設が危険な状況になった場合は、直ちに製造又は消費の作業を中止し、ガスを安全な場所に移動するか、大気中に完全に放出し、必要な作業員以外は退避させる。

(イ) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になった場合は、直ちに充填容器を他の場所に移動する。

(ウ) 製造施設等の管理者は、必要に応じ付近の町民を避難させる。

ウ 火薬類関係

(ア) 貯蔵火薬類を安全な地域に移す余裕のある場合は、これを移動する。

(イ) 搬出の余裕がない場合は、水中に沈める等安全な処置を行う。

(ウ) 搬出の余裕がない場合、火薬庫にあっては入り口・窓等を完全に密閉し木部に防火の処置を講じ、必要がある場合は、付近の町民を避難させる。

(3) 警戒区域（警戒線）に対する措置

施設の管理者は、危険物及び高圧ガス等の漏出又は爆発により、町民等に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、警戒区域内の町民等に対し、直ちに警察、消防団等の関係機関と連携し、当該地区への立ち入り制限若しくは禁止又は当該区域からの退去について広報を実施し、町民の被害防止を図ること。

第 28 節 二次災害の防止活動

1 二次災害の防止活動

町及び県は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

2 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

(1) 町は、地震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

(2) 町は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に調査し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

第 29 節 災害救助法適用計画

災害救助法の適用については、同法、同法施行令、群馬県災害救助法施行細則等の定めるところにより必要と認めた場合は、速やかに所定の手続きを行うものとする。

1 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、同法施行令第 1 条に定められており、これを基準として救助が実施されることになるが、災害救助法に基づく救助の実施責任は知事にある。

したがって、町においては、災害がその基準に該当し又は該当する見込みがあるときには、直ちに知事に被害状況を報告し、災害救助法が迅速に適用できるよう、町における救助法の適用基準、被災世帯の算定基準等について定めるものとする。

(1) 救助の程度・方法及び期間等

災害救助法が適用された場合に実施される救助の種類、程度、方法、期間については、災害救助法及び同法施行令等により規定されており、その詳細を研修等により周知しておく必要がある。

(2) 災害救助実施責任機関

ア 知事の行う救助

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事が当たることとされている。

したがって、神流町地域防災計画のうち災害救助法に基づく救助については、町長が知事の権限の一部を委任され、また、知事を補助して行う。

ただし、災害に事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助の実施を待つことができないときには、町長において自ら救助に着手する。

イ 町長の行う救助

知事の権限の一部を委任又は補助として行う救助のほか、災害救助法が適用された場合においては、その定める範囲外のもの及び災害救助法が適用されない小災害の災害救助については、町長の責任において実施される。

(3) 基準の内容

ア 適用は町単位である。

イ 同一災害によることが原則である。

例外

(ア) 同時又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一区内の別の地域での同種又は異なる災害

以上2点による場合でも、社会的混乱の同一性があれば法の適用の対象となる。

ウ 町の人口に応じ一定の被害世帯以上になった場合。

エ 被災者が現に救助を必要とする状態にある場合。

(4) 適用基準

ア 住家の滅失した世帯数が、30世帯以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、当町の住家滅失世帯数が、アの1/2以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当町の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な理由がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

※ウ、エ、オについては、厚生労働大臣の事前協議が必要

2 被災世帯の判定基準

(1) 被害の認定基準

ア 住家

現実にその建物を住居のために使用しているものをいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。

イ 被災世帯

(ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。

(イ) マンション・アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱うこと。

(注) 会社又は学生の寮等は、これを管理する会社又は学校が適切に対応するのが原則であるが、この原則を貫くことが困難な場合は、協議されたい。

(ウ) 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これらの生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯となる。

ウ 全壊（焼）、流失

住家が滅失したもの（以下「全壊、全焼又は流失」という。）

住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。

エ 半壊（焼）

住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの（以下「半壊又は半焼」という。）

住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので。

このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊という。

3 救助の種類と実施制限の委任

(1) 救助の種類

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 炊き出しその他による食料の供与及び飲料水の供給
- ウ 生活必需品の供与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害により被害を受けた者の救出
- カ 災害により被害を受けた住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与
- ク 学用品の供与
- ケ 埋火葬
- コ 死体の捜索及び収容
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土砂及び竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

4 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

資料編「資料 14 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等」による。

5 強制権の発動

知事は、救助の実施に当たり、関係者の協力が得られず救助を行えないと判断した場合は、災害救助法の定めるところにより、従事命令又は協力命令を発し、救助を実施するものとする。

6 災害救助法が適用されない場合

町長が実施するものとし、災害救助法による実施基準に準じ行うものとする。

第 30 節 応急住宅対策計画

災害により住家を失い又は破損等のために居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者の居住の用に供するための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理できない者に対する住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。

ただし、災害発生直後における住宅の確保については、避難計画に定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1 実施主体

- (1) 町は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理を実施する。
- (2) 町において処理できない場合は、近隣市町村、県、国及びその他の関係機関の応援

を求めて実施する。

2 救助法による応急仮設住宅の建設

救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設等に関する基本的な事項は、次のとおりとする。

(1) 入居対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者又は被災市街地復興特別措置法第 5 条の規定による被災市街地復興推進地域内に住宅を復興しようとする者。

ア 住家が全壊、全焼又は流出した者。

イ 居住する住家がない者。

ウ 次に掲げる者で、自らの資力では住宅を建築することのできない者。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない寡婦、母（父）子世帯

(エ) 特定の資産のない老人、病弱者又は身体障害者

(オ) 特定の資産のない勤労者、小企業者

(カ) (ア) ～ (オ) に準ずる経済的弱者等

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が町長の協力を求めて行う。ただし、状況に応じて町に事務委託することができる。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、関係団体を通じて県が実施する。ただし被害の程度その他必要と認められた場合は、町に委任することができる。

(4) 規模、構造及び費用

ア 応急仮設住宅の標準規模は、一戸当たり平均 29.7 m²とする。構造は、軽量鉄骨組立方式による平屋長屋建て、重ね建て又は一戸建てのいずれかとする。

イ 費用は、群馬県災害救助法施行細則別表第 2 に定めるところによる。

(5) 建設場所

	地名字番	敷地面積	戸数	備考
1	神流町大字柏木 82 他	504 m ²	2	老人いこいの家敷地
2	神流町大字相原 36 他	765 m ²	6	神流町町民体育館敷地
3	神流町大字麻生甲 127	6,000 m ²	18	神流町総合グラウンド
4	神流町大字神ヶ原甲 1,569	4,095 m ²	23	神流町宮地グラウンド

(6) 着工及び完成の時期

ア 着工の時期

災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに建設しなければならない。

イ 着工時期の延長

大災害等で 20 日以内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

(7) 管理及び供与期間

ア 仮設住宅の管理

仮設住宅の管理は、町長が知事から委任を受けて行う。

イ 供与期間

完成の日から建築基準法第 85 条第 4 項による期限内（最長 2 年以内）とする。

3 救助法による住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

ア 住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことのできない者。

イ 次に掲げる者で、自らの資力では住宅の応急修理ができない者。

(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者

(ウ) 特定の資産のない寡婦、母（父）子世帯

(エ) 特定の資産のない老人、病弱者又は身体障害者

(オ) 特定の資産のない勤労者、小企業者

(カ) (ア) ～ (オ) に準ずる経済的弱者等

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理の対象は、住家のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、群馬県災害救助法施行細則別表第 2 に定めるところによる。

(4) 応急修理の期間

原則として、災害の日から 1 ヶ月以内に完了する。

4 応急仮設住宅の建設等

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理にあたり、資機材の調達及び要員の確保について県に要請するものとし、県は（社）プレハブ建築協会に対し、協力を要請する。

5 公営住宅等及び民間賃貸住宅の利用

応急仮設住宅の供給に併せて、既設の公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅（公共）（以下「公営住宅等」という。）、及び民間の賃貸住宅等の空家を利用して、不足する住宅を確保する。

(1) 公営住宅等

ア 入居対象者

町の住宅災害区域内において、当該災害により滅失した住家に居住していた者又は都市計画事業その他、被災市街地復興特別措置法第 21 条の国土交通省令で定める市街地の整備改善及び、住宅の供給に関する事業の実施に伴い移転が必要となった者（以下「被災居住者等」という。）とする。

イ 入居者の選定

入居者の選定は、公営住宅等の管理者が行う。

ウ 家賃又は敷金の徴収猶予又は減免については、公営住宅法等の規定に基づいて、入居者の事情に応じて行う。

(2) 民間の賃貸住宅

応急仮設住宅、公営住宅等及び公社賃貸住宅での対応でも、なお住宅が不足する場合は、災害の状況に応じ、民間賃貸住宅の所有者及び管理事業者等に対し、被災居住者等の入居に関して特段の配慮をされるよう広報等を通じ依頼するとともに、(社)群馬県宅地建物取引業協会に対して、協会員の行う仲介の手数料等の減額について配慮を依頼する。

6 その他

救助法によらない応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、救助法の実施基準に準じて行う。

第 31 節 自衛隊の派遣要請等の計画

災害応急対策実施のため、自衛隊法第 83 条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請する場合の手続き等は次によるものとする。

1 派遣要請の要求

町長は、自衛隊の部隊による活動が必要な場合には、基本法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、知事に対し自衛隊の派遣を要請するよう要求する。

ただし、知事に要求できない場合は、同第 2 項の規定に基づき、その旨及び災害状況を陸上自衛隊第 12 旅団長に通知する。

2 要請する災害

災害における人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施が、それぞれの実施機関において不可能又は困難であり、自衛隊の部隊による活動が必要な場合には、自衛隊の派遣を要請する。

3 連絡体制の確立

町は、自衛隊の派遣を必要とする場合には、この節に定める手続きに従い知事に要請を要求するほか、当該地域の被害等の状況を積極的に自衛隊に通報する。

4 派遣要請の手続き

町長は、災害派遣を必要とするときは、知事（危機管理課）に文書をもって要請の手続きを要求する。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。なお、要請手続きを要求した場合は、その旨を藤岡警察署長に連絡する。

5 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連絡、協力して次の活動を行う。

- (1) 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- (3) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索・救助
- (4) 堤防等の決壊に対する水防活動
- (5) 火災に際して、消防機関に協力しての消防活動
- (6) 道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合の啓開又は除去
- (7) 被災者に対し、応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送
- (10) 被災者に対する炊き出し及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) その他（知事が必要と認め、自衛隊の能力で対応可能なものについて、関係部隊と協議して決定する。）

6 災害派遣要請様式

自衛隊の派遣要請を要求する場合は、次頁の様式により行う

年 月 日

群馬県知事 様

神流町長 印

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。

記

- 1 災害状況及び派遣を要請する事由

- 2 派遣を必要とする期間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
派遣を希望する区域、連絡場所及び連絡者
活動内容

- 4 その他参考となるべき事項
例) ・ 必要な車両、航空機、資機材
・ 必要な人員
・ 連絡場所及び連絡責任者

7 派遣を受けた後の措置

派遣を受けた後の町の対応は、次のとおり行う。

(1) 派遣された部隊の宿泊施設、所在地及び宿泊可能人員は次による。

名 称	所 在 地	宿泊可能人員
万場高校武道館	神流町大字生利 1549-1	200 人
神流町万場学習センター	〃 万場 84	50 人
神流町みかぼ高原荘	〃 生利 2212-5	200 人
神流町町民体育館	〃 相原 36	200 人
神流町老人いこいの家	〃 柏木 82	100 人

(2) 町における自衛隊のヘリを使ったヘリポートの適地は、次のとおりである。

- 神流町総合グラウンド
- 神流町みかぼ高原荘運動広場
- 神流町塩沢ヘリポート
- 神流町宮地グラウンド

※ヘリポートの表示は、白色で直径 10m の円を描き、中心部にHと書くとともに、発煙、旗、吹き流し等により明示する。

(3) 町長は、派遣された部隊の効果的な活動を図るため、関係機関と協議して、下記に掲げる準備に従い、あらかじめ計画を立てておく。

- ア 作業箇所別必要人員及び機械
- イ 作業箇所別優先順位
- ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- オ 県及び関係市町村その他関係機関の連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

8 知事の派遣要請を待たないで部隊等を派遣する場合の措置等

(1) 自衛隊法第 83 条第 2 項ただし書きの規定により、知事の要請を待たないで部隊等を派遣する場合は、当該部隊の派遣命令権者は、その旨を速やかに知事に連絡する。

(2) (1) により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する区域の市町村その他関係機関に連絡する。

(3) 部隊等を派遣する場合

- ア 災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊）により自衛隊のみならず、関係機関への情報提供を目的とした情報収集を行う場合。
- イ 災害に際し、通信の途絶等により部隊と知事との連絡が不能である場合に、町長又は警察署長、その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

ウ 災害に際し、通信の途絶等により部隊と知事との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

エ 運行中の航空機に異常事態が発生したことを自衛隊が探知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要が認められるとき。

オ 部隊等が防衛庁の施設外において、人命に関わる災害の発生を目撃し又は当該災害の近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合。

カ その他の災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合。

(4) (3) による派遣後、知事から要請があった場合は、その時点から要請に基づく救援活動を実施する。

9 派遣要請後の変更手続

町長は、派遣要請の要求後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の手続きに準じて手続きを行う。

10 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限（災害対策基本法第 63～65 条）

(1) 権限の概要

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他町長の職権を行うことができる者（委任を受けた町の史員及び警察官）がその場にいない場合に限り以下の職権を行使することができる。

ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止退去を命ずること。

イ 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し又は土砂・竹木等の物件を使用すること。

ウ 応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。

エ 町民又は現場にある者を、応急処置の業務に従事させること。

(2) 行使した場合の処置の概要

ア 上記（1）の権限を行使した場合は、その旨を町長に連絡する。

イ 上記（1）中イ及びウに係る土地、建物、工作物等の占有者等に対し、必要な事項を通知する。

ウ 上記（1）中に係る工作物等を除去した場合は、これを保管しなければならない。

11 派遣部隊の撤収手続

(1) 知事は、災害派遣部隊の撤収に当たり、民生の安定・復興に支障がないよう当該市町村長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官、自衛隊連絡班と協議し、決定する。

(2) 町長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、派遣部隊の活動が必要でなくなったと認めるときは、直ちに知事（危機管理課）に対し、文書で撤収の要請を要求する。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。なお、撤収手続きを要求した場合は、その旨を藤岡警察署長に連絡する。

12 費用負担区分

(1) 派遣部隊が活動に要した経費のうち下記に掲げるものは、当町の負担とする。

- ア 宿泊施設の借上料
- イ 宿泊施設の汚物処理費用
- ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
- エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用

(2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、自衛隊とで協議して定める。

(3) 2つ以上の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

13 その他

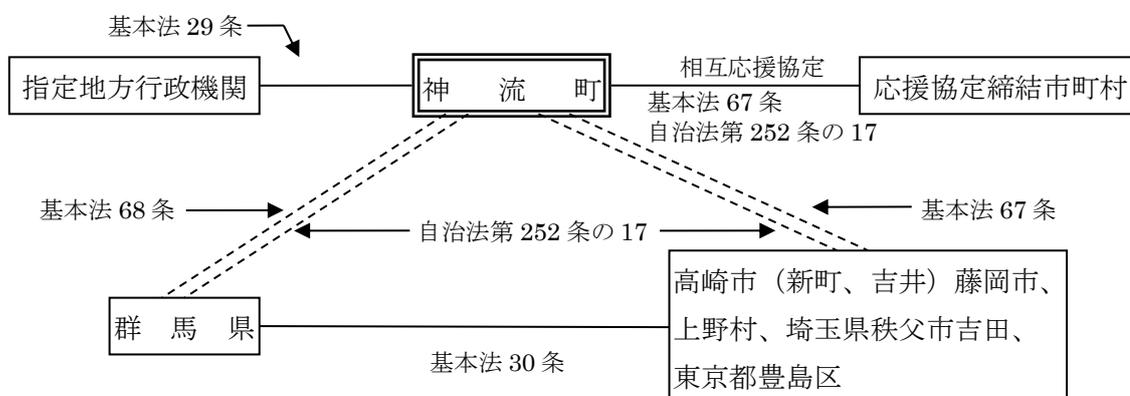
その他必要な事項は、町長が派遣部隊長及び関係機関と協議して定める。

第 32 節 相互応援協力対策

災害時において町が他の地方公共団体等と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して、災害応急対策の迅速、かつ、円滑化を図るため、次のとおり計画を定めるものとする。

1 相互応援協力

法律、協定等に基づく応援協力の要請系統図は次のとおりである。



2 災害応援協定の締結

町は、災害時における応急対策が困難な場合に備え又は他の機関への応援が迅速、かつ、的確に行われるよう積極的に相互応援協定の締結に努める。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間の協定締結も考慮するものとする。

また、既に締結された協定についても、町が他市町村等に対し応援を求める場合又は応援をする場合、その事務が円滑に行われるよう平素から相互応援協定締結市町村等と協力体制の確立に努め、より有効なものとするよう常に見直しを図り、その体制を確保する。

なお、協定の締結がない場合であっても、でき得る限り近隣市町村等と相互に応援協力する。

3 応援協力の内容

応援協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 罹災者等の食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の供給
- (2) 診療、検病、感染症患者の収容、その他治療、防疫作業のための職員派遣、所要の施設利用、医療品の提供
- (3) 復旧のための土木及び建築技術職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 清掃、し尿処理作業のための職員派遣及び所要の器具、車両の提供
- (5) 上下水道、給水作業のための職員派遣及び所要の器具、車両の提供
- (6) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための、職員派遣及び所要の器具、車両の提供
- (7) 消防及び水防作業隊の派遣及び資機材の提供
- (8) 被害者の救助に係る所要の施設の利用及び職員の派遣
- (9) その他特に要請のあった事項

4 応援協力の連絡調整

隣接市町村への応援要請又は近隣市町村からの応援要請に対する関係機関等との連絡調整は、総務班が当たる。

5 近隣市町村等への応援要請

町長は、災害が発生した場合、応援措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求め、災害対策の万全を期する。

- (1) 要請の時期
他の市町村に対し、応援を要請する時期は、町長が必要と認めたときとする。
- (2) 要請の範囲等
災害の規模に応じて隣接町村へ随時要請するものとする。なお、要請にあたっては、

「相互応援協定」締結町村を優先する。

(3) 要請の手続き

次の事項を明らかにして、文書をもって要請する。なお、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日速やかに文書を送達する。

ア 被害の状況及び応援を要する理由

イ 応援を受けたい生活必需物資、応急対策及び応急復旧に必要な資機材の品名、数量等

ウ 応援を受けたい希望技術職員等の職種別人員、給与、勤務条件等

エ 応援の場所及びその経路

オ 応援の期間

カ その他必要事項

(4) 経費の負担

応援を受けた時は、その応援に要した経費は町が負担する。なお、災害時における相互応援協定及び覚書等を締結している市町村間においては、協定等の定めるところによる。

(5) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請

町は、被災市区町村応援職員確保システムに基づく対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県（危機管理課）を通じて総務省に対し総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム）の派遣を要請することができる。

また、町は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。

6 近隣市町村等からの応援要請に対する措置

災害の発生に伴う応急対策のため、他の市町村から応援要請があった場合は、自ら実施する応急措置等に支障がない限り、速やかにこれに応ずるものとし、平素から体制の整備に努める。

(1) 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(2) 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

7 その他

基本法第 67 条に定める災害応急措置に関する応援及び協力について、神流町における他の市町村等との災害応援協定等の締結状況は次のとおりである。

(1) 災害応援協定締結近隣市町村

- 藤岡市、高崎市（新町・吉井町）、上野村、埼玉県秩父市吉田
- (2) 非常災害時等における相互応援に関する協定
東京都豊島区
 - (3) 災害発生時における交通安全指導員の運用に関する協定
藤岡警察署
 - (4) 災害発生時における万場郵便局及び中里郵便局・神流町間の協力に関する覚書
万場郵便局及び中里郵便局

第 33 節 公共的団体等の活用計画

災害時において、公共的団体等の組織による奉仕団の編成及び受け入れ等は、本計画に定めるところによるものとする。

1 奉仕団の種別、編成、所属

奉仕団は、災害応急対策の実施に奉仕する団体をもって編成する。

(1) 奉仕団は概ね次の団体で構成する。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| ア 区長会 | エ 健康推進員 |
| イ 社会福祉協議会 | オ ボランティア連絡協議会 |
| ウ 婦人会 | カ (社) 藤岡交通安全協会奥多野支部神流分会 |

(2) 奉仕団の編成は、各団体別に編成する。

2 奉仕団の活動内容

- (1) 炊き出しその他災害救助の応援
- (2) 簡易な清掃作業
- (3) 簡易な防疫作業
- (4) 災害対策用物資の輸送及び配分
- (5) その他軽易な作業及び事務

3 奉仕団の動員

奉仕団の動員は、奉仕団の属するそれぞれの機関において行う。

第 34 節 ボランティア活動支援・推進計画

町は、災害時における災害ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアリーダーの育成に努めるとともに、行政とボランティアの連携の促進及びボランティア活動の支援のための諸対策を推進するものとする。

1 平常時の対策

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

町は、町ホームページ、広報誌、CATV、パンフレット、その他あらゆるマスメディアを活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発を行う。

(2) ボランティアネットワークづくり

災害時の被災現地における一般ボランティアの受け入れやコーディネート等で重要な役割を担うボランティア団体や、ボランティア支援機関による連絡会議を設置し、情報交換等を行う連絡体制（ネットワーク）を確立する。

(3) 防災ボランティア登録制度を創設

通信や建物危険度判定等の専門分野において登録制度を創設し、災害時の連絡体制を確立する。

(4) 防災ボランティアリーダーの育成

町は、自主防災組織活動と連携し、防災に関する町の点検活動（防災マップの作成、避難所・避難ルート等の点検）及び防災訓練に対する協力を行う防災ボランティアリーダーの育成を行う。

2 災害発生時の対応

(1) ボランティアの受け入れ及び支援

町は、ボランティア活動が効果的、かつ、円滑に行われるよう次の支援を行う。

ア 被災現地での一般ボランティア受け入れ態勢（現地活動拠点）の確立支援

イ 現地活動拠点におけるボランティア受け入れ状況の把握及びボランティア保険の加入支援

ウ 各被災地におけるボランティアニーズの把握、調整

エ 現地活動拠点での事務機器等必要器材の支援

オ ボランティアの宿泊場所等の斡旋、支援

カ 被災地、指定避難所等の情報の提供

(2) ボランティアの調整及び派遣

ア 市町村災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの生活環境に配慮するものとする。

イ 町は、ボランティアニーズを把握し、被災現地内での調整が不能な場合は、県に連絡し、広域調整に努める。この場合、県は、群馬県災害救援ボランティア団体の協力を得て、必要な調整に努める。

ウ 災害普及が長期間にわたる場合は、群馬県災害救援ボランティア団体と協議し、長期的な支援体制を組む。

3 ボランティア活動の主な内容

(1) 一般ボランティア

- ア 避難誘導
- イ 情報連絡
- ウ 給食、給水
- エ 物資の搬送、仕分け、配給
- オ 入浴サービスの提供
- カ 避難所の清掃
- キ ゴミの収集、廃棄
- ク 高齢者、障害者等の介助
- ケ 防犯
- コ ガレキの撤去
- サ 住居の補修
- シ 家庭動物の保護

(2) 専門ボランティア

- ア 被災者の救出（消防・警察業務経験者等）
- イ 救護（医師、看護師、救命講習修了者等）
- ウ 建物応急危険度判定（建築士等）
- エ 被災宅地危険度判定
- オ 外国語通訳
- カ 手話通訳
- キ 介護（介護福祉士等）
- ク アマチュア無線
- ケ 保育
- コ 各種カウンセリング

4 公共的団体等のボランティア活動への支援

「第3章 地震災害応急対策計画 第33節 公共的団体等の活用計画」に定める公共的団体等については、それぞれの行う事務又は業務を通じて、ボランティア活動を支援

する。

付節 災害シナリオ

No. 1

時間経過	地震発生（冬季夕刻）	
対策行動	災害対策本部設置準備	災害対策本部設置（職員確保）及び設置宣言 県防災ヘリ出動態勢指示及び出動検討 自衛隊への通報及び災害派遣要請打診（その後随時具体的要請内容の調整・伝達）
職員参集	職場に残っていた職員が対応	必要に応じ動員
情報の収集活動	地震計ネットによる各地の震変情報入手 被害想定調査結果による被害規模の推定 通信手段の確保、災害情報収集開始	情報収集の強化 →情報センターの設置 →情報の一元化 被害地域に土砂災害発生を確認
収集状況		通信困難
消火・救助活動 検討・準備	炎上出火多数発生	
要請・判断		危機管理課へ通報及び他県広域消防応援要請の検討
活動状況	町民による初期消火活動 町民による救助活動	消火・救助活動開始
救援・救護・医療活動 検討・準備	重傷者、要救出者多数発生	受入可能な医療機関の確認
要請・判断		
活動状況		活動可能な医療機関による救護活動
広域搬送・緊急輸送活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況		救急隊による救急活動始まる
生活支援活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況		
避難活動 検討・準備		避難者多数発生
要請・判断		
活動状況		火災による一時避難開始
広報・連絡活動		災害対策本部の設置を宣言
*マスコミ	地震情報	
ライフライン被害 水道 （農業用水を含む） ガス 電気 電話（NTT）	配水管被害多数発生 埋設管被害多数発生 低圧管被害多数発生 配電柱被害多数発生 電話柱被害多数発生	供給障害者多数発生 供給障害者多数発生 災害用伝言ダイヤル開始 →災害対策本部設置
シナリオの分岐点	通信手段の確保 天候・視界の状況（ヘリの飛行） 地震発生時間等	災害対策本部の早期立ち上げ 自衛隊への早期災害派遣要請 消防庁への早期応援要請

No. 2

時間経過	1 時間	3 時間
	余震発生	
対策行動	消火・救助活動の体制確立 県（消防保安課）へ被害状況即報 災害対策本部内に自衛隊連絡室 設置	消火・救助活動の体制確立の完了
職員参集		帰宅困難者発生
情報の収集活動 収集活動	通信手段の確保に全力をあげる 情報収集に全力をあげる 被災地周辺地域にも延焼火災発 生を確認	情報センターへの情報一元化を 強化
収集状況	断片的に情報入手 可視情報の入手困難	被災地からの情報が入り始める が、まだ断片的情報が錯綜する
消火・救助活動 検討・準備		
要請・判断	県内広域消防応援要請	
活動状況	（自衛隊初動部隊派遣）	消防応援隊到着→被災地周辺か ら活動開始
救援・救護・医療活動 検討・準備	医師・看護師の手配	
要請・判断	他県に受入医療機関の確認	
活動状況		
広域搬送・緊急輸送活動 検討・準備	ヘリポート開設準備 物資輸送路の検討 広域輸送拠点設置準備	
要請・判断	自衛隊に重傷者搬送を要請	ヘリポート、広域輸送拠点を開設 メイン輸送路の決定 交通規制の強化、応急復旧を要請
活動状況	道路の被害情報の収集	自衛隊による重傷者搬送開始 （手搬送・一部の車両）
生活支援活動 検討・準備	備蓄品の在庫確認	救援物資の配布検討（被災市町村 と調整）
要請・判断		
活動状況		
避難活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況	2次避難始まる	災害記録収集活動開始

時間経過	1 時間	3 時間
*マスコミ	被災地への電話の自粛 災害用伝言ダイヤル広報 被災地への一般車両の乗り入れ 自粛 余震対策 交通規制状況（全て以後続く）	被害状況の速報（以後続く） 治安維持の呼びかけ（以後続く） 緊急輸送路の情報、交通規制状況
ライフライン被害 水道 （農業用水を含む） ガス 電気 電話（NTT）	本格的な復旧活動は翌朝と決定、 被害箇所の把握に努める	病院など重要施設へ配電車出動
シナリオの分岐点	道路被害情報の把握 道路被害による通行支障の発生 広報活動	情報を一元化 道路渋滞による応援隊の到着遅れ

No. 3

時間経過	6 時間	12 時間
	余震発生	夜明け
対策行動	職員配備、勤務形態の確認	復旧活動の本格化 対策活動本格化
職員参集		大部分の職員が参集、医療・建築等技術職員の派遣
情報の収集活動 収集活動	専用回線を確保 専用回線による情報交換	可視情報を入手
収集状況	専用回線により情報交換が可能となる	社会活動開始とともに一般回線確保が困難化 可視情報が集まり始める
消火・救助活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況	消火完了箇所からの転戦	他県からの消防隊到着 本格的な消火・救助活動開始 自衛隊による救助活動本格化
救援・救護・医療活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況		県・自衛隊により被災地域適地に救護所設置
広域搬送・緊急輸送活動 検討・準備	緊急輸送路検討	
要請・判断	ヘリポート輸送拠点に職員配備を指示	道路の被害情報に基づき緊急輸送路を暫定的に決定→交通規制、応急復旧を要請
活動状況	県防災ヘリを使用した広域搬送開始（一部）	ヘリ使用の負傷者の広域搬送が本格化 陸路を使用した搬送が始まる 輸送拠点に物資が集まり始める
生活支援活動 検討・準備		避難所用の仮設トイレの数量を確認
要請・判断	自衛隊等に給水支援を要請	ボランティア受入体制確立
活動状況		自衛隊による給水活動本格化 給水・給食活動始まる
避難活動 検討・準備		
要請・判断		避難所の開設
活動状況	2次避難が本格化	避難者が収容施設に集まる

時間経過	6時間	12時間
広報・連絡活動	医療機関の受け入れ態勢	避難所の開設状況 救護所の設置状況 生活関連情報（給水・給食等） 知事から被災者への緊急呼びかけ（以降必要に応じ TV・ラジオ等により情報発信）
*マスコミ	医療機関に関する情報	救護所の設置状況 医療救護、建物危険度判定等の専門ボランティアの募集 避難所の開設状況 生活関連情報（給水・給食等） 災害救助法の適用（以後適用ごとに広報）
ライフライン被害 水道 （農業用水を含む） 電気 電話（NTT）		復旧作業開始 簡易コンロ配布開始 復旧作業本格化 応急復旧体制の確立
シナリオの分岐点	専用回線の確保 受入医療機関の確認	回線の確認 緊急輸送路の確保 職員の確保

No. 4

時間経過	1日後	3日後
対策行動	社会フローの回復 降雨・降雪対策の検討 (災害義援金募集検討、募集委員会設置)	復興に向けての対策 衛生対策(災害義援金募集開始)
職員参集		
情報の収集活動 収集活動	対策本部による情報分析始まる 避難所に広報拠点設置 →住民への広報活動の拠点づくり	被災情報の分析
収集状況		一般回線使用が容易になる 詳細な被害情報が入り始める
消火・救助活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況		救出活動打ち切り →行方不明者の捜索へ切り替え
救援・救護・医療活動 検討・準備	巡回医療体制の検討	
要請・判断		
活動状況	他県からの医療・救護班到着 →救護所に合流	避難所への巡回開始
広域搬送・緊急輸送活動 検討・準備		
要請・判断	陸送の手配	緊急輸送路の決定 交通規制を要請
活動状況	陸路での輸送が本格化	救護物資の計画的輸送開始
生活支援活動 検討・準備	仮設住宅準備 給食の量を検討	
要請・判断	他県に給水・救援物資支援要請	相談窓口の設置の検討 仮設住宅建設業者の手配
活動状況	避難者数の把握 仮設トイレ配布始まる ボランティア受付開始	仮設住宅の資材の分配開始 計画的な給水・給食配布始まる 他県からの救援物資到着・配布
避難活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況	避難所生活始まる	自衛隊生活支援活動開始(給水・給食・入浴)

時間経過	1日後	3日後
広報・連絡活動	隣接地に救護所を設置 避難所に広報拠点設置	相談窓口の設置 仮設住宅の設置状況
*マスコミ	救護所の設置状況 給水状況 給食状況 一般ボランティアの募集 避難所に広域拠点設置	相談窓口の設置 生活情報（金融機関の情報等） 復旧状況（ライフライン施設） 仮設住宅の設置状況 災害義援金募集（以下続く） 救出活動打ち切り→死体の捜索 へ切り替え
ライフライン被害 水道 （農業用水を含む） ガス 電気 電話（NTT）	簡易トイレの設置	
シナリオの分岐点	ボランティアの受入体制 救護班の人員確保 避難者の収容可能人数 避難者数の把握	避難者数の把握

No. 5

時間経過	1 週間	2 週間
対策行動	仮設住宅支援 避難者支援 自衛隊災害派遣撤収の検討・撤収要請	復旧計画の立案
職員参集		
情報の収集活動 収集活動	被災量の確認	被災量の最終確認
収集状況	平常通りの情報交換が可能	
消火・救助活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況		
救援・救護・医療活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況		
広域搬送・緊急輸送活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況		
生活支援活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況	相談窓口設置	
避難活動 検討・準備		
要請・判断		
活動状況	仮設住宅への移動始まる	
広報・連絡活動	救出活動終了 被害状況 復旧状況（ライフライン施設）	被害状況
*マスコミ	被害状況	被害状況
ライフライン被害 水道 （農業用水を含む） ガス 電気 電話（NTT）	約 8 割程度復旧 1 割弱程度の復旧状況 完全復旧 完全復旧	約 9 割程度復旧 1 割強程度の復旧状況
シナリオの分岐点		